令和3年第1回

瑞浪市議会定例会議案資料 (追加)

令和3年3月4日

目 次

議第37号	瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
	する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について1
議第38号	瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
	運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
	めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
	する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
議第39号	瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び
	運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
	支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3
議第40号	瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準
	を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・81

議第37号 瑞浪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年 厚生労働省令第9号)の公布による、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成18年厚生労働省令第34号)の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

感染症又は災害の発生時における継続的なサービスの提供体制を構築すること並びに感染症予防及 びまん延防止のための措置を講ずることを義務付ける等の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

目次 目次 第1章~第8章 (略) 第9章 (略) 第1節~第3節 (略) 第4節 運営に関する基準 (第196条―第202 条)

附則 第1条~第2条 (略)

第10章 雑則 (第203条)

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略)

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域 密着型サービスの事業を運営するに当たって は、地域との結び付きを重視し、市

__、他の地域密着型サー ビス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サー ビス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他 の保健医療サービス及び福祉サービスを提供す る者との連携に努めなければならない。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、研 修を実施する等の措置を講じなければならな
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域 密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情 報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めなければならない。
- 第4条~第5条 (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の 員数)

第6条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他

第1章~第8章 (略)

第9章 (略)

第1節~第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 (第196条 - 第202 条)

旧

附則

第 1 条 ~ 第 2 条 (略)

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 (略)

密着型サービスの事業を運営するに当たって は、地域との結び付きを重視し、市町村(特別 区を含む。以下同じ。)、他の地域密着型サー ビス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サー ビス事業を行う者をいう。以下同じ。) その他 の保健医療サービス及び福祉サービスを提供す る者との連携に努めなければならない。

第 4 条~第 5 条 (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の 員数)

第6条 (略)

市長 が定める者(以下この章において) 厚生労働大臣が定める者(以下この章において 「看護師、介護福祉士等」という。)をもって| 「看護師、介護福祉士等」という。)をもって|

充てなければならない。ただし、利用者の処遇 に支障がない場合であって、提供時間帯を通じ て、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの 看護職員との連携を確保しているときは、サー ビス提供責任者(岐阜県指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定 める条例(平成24年岐阜県条例第77号。以下「岐 阜県指定居宅サービス等基準」という。)第6 条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同 じ。) の業務に1年以上(特に業務に従事した 経験が必要な者として市長 が定めるも のにあっては、3年以上)従事した経験を有す る者をもって充てることができる。

 $3 \sim 4$ (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの 施設等がある場合において、当該施設等の入所 者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規 定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(岐阜県 指定居宅サービス等基準第136条第1項に規 定する指定短期入所生活介護事業所をいう。 第47条第4項第1号及び第151条第12項にお いて同じ。)
 - 指定短期入所療養介護事業所(岐阜県 指定居宅サービス等基準第175条第1項に規 定する指定短期入所療養介護事業所をいう。 第47条第4項第2号において同じ。)
 - (3) 指定特定施設(岐阜県指定居宅サービ ス等基準第202条第1項に規定する指定特定 施設をいう。第47条第4項第3号において同 じ。)
 - 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第 (4)82条第1項に規定する指定小規模多機能型居 宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号に おいて同じ。)
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第110条第1項に規定する指定認知症対応 型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項 第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82 条第6項、第83条第3項及び第84条において 同じ。)
 - (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1 項に規定する指定地域密着型特定施設をい う。第47条第4項第6号、第64条第1項、第 65条第1項及び第82条第6項において同じ。)
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 150条第1項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、

充てなければならない。ただし、利用者の処遇 に支障がない場合であって、提供時間帯を通じ て、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの 看護職員との連携を確保しているときは、サー ビス提供責任者(岐阜県指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定 める条例(平成24年岐阜県条例第77号。以下「岐 阜県指定居宅サービス等基準」という。)第6 条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同 じ。) の業務に1年以上(特に業務に従事した 経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるも のにあっては、3年以上)従事した経験を有す る者をもって充てることができる。

 $3 \sim 4$ (略)

- 所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの 施設等がある場合において、当該施設等の入所 者等の処遇に支障がない<u>場合は</u>、前項本文の規 定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(岐阜県 指定居宅サービス等基準第136条第1項に規 定する指定短期入所生活介護事業所をいう。 第151条第12項 いて同じ。)
 - 指定短期入所療養介護事業所(岐阜県 (2)指定居宅サービス等基準第175条第1項に規 定する指定短期入所療養介護事業所をいう
 - 指定特定施設(岐阜県指定居宅サービ (3)ス等基準第202条第1項に規定する指定特定 施設をいう
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第 82条第1項に規定する指定小規模多機能型居 宅介護事業所をいう

指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第110条第1項に規定する指定認知症対応 型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項 、第65条第1項、第82 条第6項、第83条第3項及び第84条において 同じ。)

- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1 項に規定する指定地域密着型特定施設をい う。第64条第1項 、第 65条第1項及び第82条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第 150条第1項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。第64条第1項

第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6 項において同じ。)

- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所(第191条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4 項第8号及び第5章から第8章までにおいて 同じ。)
- $(9) \sim (12)$ (略)
- 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専6 ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな ければならない。ただし、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同 一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指 定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事する ことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

|11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業||1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護従業者 であって看護師、介護福祉士等 であるもののうち1人以上を、利用者に対する 第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下こ の章において「計画作成責任者」という。)と しなければならない。

12 (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護|第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし、当 該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等の業務に従事することができ る。

(設備及び備品等)

第8条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

者が指定夜間対応型訪問介護事業者(第47条第 1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者 をいう。) の指定を併せて受け、かつ、指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定 夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定夜 間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の 事業所において一体的に運営されている場合に ついては、第49条第1項から第3項までに規定 ついては、第49条

、第65条第1項及び第82条第6 項において同じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所(第191条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から 第8章まで

同じ。)

 $(9) \sim (12)$ (略)

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専 ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな ければならない。ただし、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所 の定期巡回サービス又は同 一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指 定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事する ことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等 であるもののうち1人以上を、利用者に対する 第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下こ の章において「計画作成責任者」という。)と しなければならない。

12 (略)

(管理者)

事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 の管理者を置かなければならない。ただし

、指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他 の事業所、施設等の業務に従事することができ る。

(設備及び備品等)

第8条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者が指定夜間対応型訪問介護事業者(第47条第 1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者 をいう。) の指定を併せて受け、かつ、指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定 夜間対応型訪問介護(第45条に規定する指定夜 間対応型訪問介護をいう。) の事業とが同一の 事業所において一体的に運営されている場合に に規定 する設備に関する基準を満たすことをもって、 前3項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

第9条~第22条 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基 本取扱方針)

第23条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護の質の評価を行い、その 結果を公表し、常にその改善を図らなければな らない。

第24条 (略)

(主治の医師との関係)

第25条 (略)

2 (略)

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期 巡回·随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護 サービスの利用者に係るものに限る。)及び同 条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、 訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師 との密接な連携を図らなければならない。
- 4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪4 問介護看護事業所を運営する場合にあっては、 前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医 師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随 時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規 定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他 の診療に関する記録(以下「診療記録」という。) への記載をもって代えることができる。

第26条~第30条 (略)

(運営規程)

- 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程(以下この章にお いて「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。
 - $(1) \sim (7)$ (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サー3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サー ビスについては、市長が地域の実情を勘案し 適切と認める範囲内において、複数の指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契

する設備に関する基準を満たすことをもって、 前3項に規定する基準を満たしているものとみ なすことができる。

第9条~第22条 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基 本取扱方針)

第23条 (略)

者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの 結果を公表し、常にその改善を図らなければな らない。

第24条 (略)

(主治の医師との関係)

第25条 (略)

(略)

- 者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期 巡回 · 随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護 サービスの利用者に係るものに限る。)及び同 条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、 訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師 との密接な連携を図らなければならない。
- 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所を運営する場合にあっては、 前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医 師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随 時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規 定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他 の診療に関する記録(以下「診療記録」という。) への記載をもって代えることができる。

第26条~第30条 (略)

(運営規程)

事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程(以下この章にお いて「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

(略)

ビスについては、市長が地域の実情を勘案して 適切と認める範囲内において、複数の指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契 応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る ための計画(以下この条において「業務継続計 画」という。)を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しな ければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所における感染症の予防及びまん

応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

(衛生管理等) 第33条 (略)

2 (略)

延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所において、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防 及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 期的に実施すること。

(掲示)

第34条 (略)

2 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業 者は、前項に規定する重要事項を記載した書面 を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定 による掲示に代えることができる。

第35条~第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市 の職員(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、 その所在する市町村の職員) 又は当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在す る区域を管轄する法第115条の46第1項に規定 する地域包括支援センターの職員、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護について知見を有する 者等により構成される協議会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。た だし、利用者又はその家族(以下この項、第59 条の17第1項及び第87条において「利用者等」 <u>という。)が参加する場合に</u>あっては、テレビ 電話装置等の活用について当該利用者等の同意 を得なければならない。) (以下この項におい て「介護・医療連携推進会議」という。)を設 置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連 携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医 療連携推進会議による評価を受けるとともに、 介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言 等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第40条 (略)

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止 するため、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所における虐待の防止のための対

(掲示)

第34条 (略)

第35条~第38条 (略)

(地域との連携等)

事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が 所在する市の職員

又は当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在す る区域を管轄する法第115条の46第1項に規定 する地域包括支援センターの職員、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護について知見を有する 者等により構成される協議会

(以下この項におい て「介護・医療連携推進会議」という。)を設

置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連 携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医 療連携推進会議による評価を受けるとともに、 介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言 等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第40条 (略) 策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を定 期的に開催するとともに、その結果について、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に 周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回·随時対応型訪問介 護看護事業所における虐待の防止のための指 針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所において、定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止の ための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する ための担当者を置くこと。

第41条~第46条 (略)

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者 (以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指定夜 間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置 くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業| 者」という。)の職種は、次の各号に掲げるも のとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。ただし、前条第2 項ただし書の規定に基づきオペレーションセン ターを設置しない場合においては、オペレーシ ョンセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペ レーター(指定夜間対応型訪問介護を提供す る時間帯を通じて 利用者からの通報を受 け付ける業務に当たる従業者をいう。以下こ の章において同じ。)として1以上及び利用 者の面接その他の業務を行う者として1以上 確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数 は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者 に適切に定期巡回サービスを提供するために 必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数 は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間 帯を通じて 随時訪問サービスの提供に当

第41条~第46条 (略)

(訪問介護員等の員数)

(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指定夜 間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置 くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業 者」という。)の職種は、次の各号に掲げるも のとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。ただし、前条第2 項ただし書の規定に基づきオペレーションセン ターを設置しない場合においては、オペレーシ ョンセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペ レーター(指定夜間対応型訪問介護を提供す る時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受 け付ける業務に当たる従業者をいう。以下こ の章において同じ。)として1以上及び利用 者の面接その他の業務を行う者として1以上 確保されるために必要な数以上とする。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合は、オペ レーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所 の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問 介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所の業務又は利用者以外 の者からの通報を受け付ける業務に従事する ことができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数 は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者 に適切に定期巡回サービスを提供するために 必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数 は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間 帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当

必要な数以	上		

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 2 市長 が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長 が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内 に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がな いときは、前項本文の規定にかかわらず、当該 施設等の職員をオペレーターとして充てること ができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - <u>(11)</u> 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専 ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でな ければならない。ただし、利用者の処遇に支障 がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事 業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある 指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随

たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務に従事することができる。

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他 <u>厚生労働大臣</u>が定める者をもって充てなければ ならない。ただし、利用者の処遇に支障がない 場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供 する時間帯を通じて、これらの者との連携を確 保しているときは、1年以上(特に業務に従事 した経験が必要な者として<u>厚生労働大臣</u>が定め るものにあっては、3年以上)サービス提供責 任者の業務に従事した経験を有する者をもって 充てることができる。 時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する ことができる。

- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者 に対するオペレーションセンターサービスの提 供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本 文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時 訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サ ービスに従事している場合において、当該指定 夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随 時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを 行う訪問介護員等を置かないことができる。

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定|第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪 問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は 同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜 間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受 け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設 等と一体的に運営している場合に限る。) の業 務に従事することができ、日中のオペレーショ ンセンターサービスを実施する場合であって、 指定訪問介護事業者(岐阜県指定居宅サービス 等基準第6条第1項に規定する指定訪問介護事 業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的 に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務 に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第49条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併 せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事 業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合については、第8条第1項から第 3項までに規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前3項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

第50条~第54条 (略)

(運営規程)

夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。

(管理者)

夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならな _____、指定夜間対応型訪 い。ただし__ 問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該 指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は 同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜 間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受 け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設 等と一体的に運営している場合に限る。)の業 務に従事することができ、日中のオペレーショ ンセンターサービスを実施する場合であって、 指定訪問介護事業者(岐阜県指定居宅サービス 等基準第6条第1項に規定する指定訪問介護事 業者をいう。) の指定を併せて受けて、一体的 に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務 に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第49条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

> 回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併 せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事 業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合については、第8条

に規定する設備に関する基準を満たす ことをもって、前3項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

第50条~第54条 (略)

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。

- $(1) \sim (7)$ (略)
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9)(略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間 対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対 応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定 期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供し なければならない。ただし、指定夜間対応型訪 問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介 護を利用者に提供する体制を構築しており、他 の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所(以下この項におい て「指定訪問介護事業所等」という。)との密 接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型 訪問介護事業所の効果的な運営を期待すること ができる場合であって、利用者の処遇に支障が ないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と 認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介 護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業 所等の従業者に行わせることができる。
- ンセンターサービスについては

、市長が地域の実情を勘案し適切と認める 範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介 護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定 夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図る ことにより、一体的に利用者又はその家族等か らの通報を受けることができる。

4 (略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指 定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点か ら、職場において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要 かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型 訪問介護従業者の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 (略)

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対 応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定 期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供し なければならない。ただし、随時訪問サービス については

の指定訪問介護事業所との連携

を図ることにより当該指定夜間対応型 訪問介護事業所の効果的な運営を期待すること ができる場合であって、利用者の処遇に支障が ないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪 問介護員等

に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーショ 3 前項 の規定にかかわらず、指定夜間対応 型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ 指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷 地内において一体的に運営されている場合(第 32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応 型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務を行 うことにつき市長に認められている場合に限 る。) であって、利用者の処遇に支障がないと きは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める 範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪 問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事 業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業 者に行わせる

ことができる。

(略)

(地域との連携等)

第57条 (略)

|2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間 対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の 建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型 訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住 する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応 型訪問介護の提供を行うよう努めなければなら ない。

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に2 対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する 次に 掲げる記録を整備し、当該提供の完 結の日から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (5)$ (略) (準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、 第32条の2から第38条まで及び第40条から第41 条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事 業について準用する。この場合において、第9 条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「運営規程(第55条に規定する重要事項 に関する規程をいう。第34条第1項において同 じ。)」と、同項、第19条、第32条の2第2項、 第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3 号中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従業| 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」 と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オ ペレーションセンター従業者(オペレーション センターを設置しない場合にあっては、訪問介 護員等) 」と、第27条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護 員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護(随時対応サービスを除く。)」とある のは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替える ものとする。

第59条の2 (略)

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行 う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定地域密着型通所介護事業所」という。)ごと に置くべき従業者(以下この節から第4節まで において「地域密着型通所介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の 単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を 提供している時間帯に介護職員(専ら当該指 定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限 (記録の整備)

第58条 (略)

指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に 対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する 次の各号に掲げる記録を整備し、当該提供の完 結の日から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (5)$ (略) (準用)

第33条から第38条まで、第40条及び第41条

____の規定は、夜間対応型訪問介護の事業 について準用する。この場合において、第9 条第1項、第19条、第33条、第34条

中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」 と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オ ペレーションセンター従業者(オペレーション センターを設置しない場合にあっては、訪問介 護員等) 」と、第27条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護 員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護(随時対応サービスを除く。) 」とある のは「夜間対応型訪問介護」 と読み替える ものとする。

第59条の2 (略)

(従業者の員数)

う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定地域密着型通所介護事業所」という。)ごと に置くべき従業者(以下この節から第4節まで において「地域密着型通所介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の 単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を 提供している時間帯に介護職員(専ら当該指 定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限

る。) が勤務している時間数の合計数を当該 指定地域密着型通所介護を提供している時間 数(次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者(当該指定地域密着 型通所介護事業者が法第115条の45第1項第 1号ロに規定する第1号通所事業(地域にお ける医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律(平成 26年法律第83号) 第5条の規定による改正前 の法第8条の2第7項に規定する介護予防通 所介護に相当するものとして市長が定めるも のに限る。) に係る指定事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事 業と当該第1号通所事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあって は、当該事業所における指定地域密着型通所 介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下 この節及び次節において同じ。)の数が15人 までの場合にあっては1以上、15人を超える 場合にあっては15人を超える部分の数を5で 除して得た数に1を加えた数以上確保される ために必要と認められる数

(4)(略)

(略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域3 密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の 介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあ っては、同項の看護職員又は介護職員。次項及 び第7項において同じ。)を、常時1人以上当 該指定地域密着型通所介護に従事させなければ ならない。

 $4 \sim 8$ (略)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、当該管理者は、指定地域密着 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす る。

(設備及び備品等)

第59条の5

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとす2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとす る。
 - (1)食堂及び機能訓練室

ア (略)

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支

る。) が勤務している時間数の合計数を当該 指定地域密着型通所介護を提供している時間 数(次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者(当該指定地域密着 型通所介護事業者が法第115条の45第1項第 1号口に規定する第1号通所事業(地域にお ける医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律(平成 26年法律第83号) 第5条 による改正前 の法第8条の2第7項に規定する介護予防通 所介護に相当するものとして市 が定めるも のに限る。) に係る指定事業者の指定を併せ て受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事 業と当該第1号通所事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあって は、当該事業所における指定地域密着型通所 介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下 この節及び次節において同じ。)の数が15人 までの場合にあっては1以上、15人を超える 場合にあっては15人を超える部分の数を5で 除して得た数に1を加えた数以上確保される ために必要と認められる数

(4)(略)

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域 密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の 介護職員(前項 の適用を受ける場合にあ っては、同項の看護職員又は介護職員。次項及 び第7項において同じ。)を、常時1人以上当 該指定地域密着型通所介護に従事させなければ ならない。

 $4 \sim 8$ (略)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定地域密着 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務 に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとす

(設備及び備品等)

第59条の 5 (略)

- る。
 - (1) 食堂及び機能訓練室

T (略)

イ <u>ア__</u>にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

- (2) 相談室 遮蔽物 の設置等により相談 の内容が漏えいしないよう配慮されているこ と。
- (略) 3
- 4 前項ただし書の場合において、指定地域密着4 型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用 し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供するときは 当該サービスの内容を当該サービスの提供の開

始前に市長に届け出るものとする。

(略) 5

第59条の6 (略)

(利用料等の受領)

第59条の7 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の 支払を受ける額のほか、次に 掲げる費用 の額の支払を利用者から受けることができる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - 前各号に掲げるもののほか、指定地域 密着型通所介護の提供において提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要とな るものに係る費用であって、その利用者に負 担させることが適当と認められるもの
- 長が定めるところによるものとする。 5 (略)

第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

指定地域密着型通所介護事業者は、常 (6) に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、 相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要 なサービスを利用者の希望に沿って適切に提 供するものとする。この場合において、特に、 認知症(法第5条の2第1項に規定する認知 症をいう。以下同じ。)である要介護者に対 しては、必要に応じ、その特性に対応したサ ービスの提供ができる体制を整えるものとす る。

第59条の10~第59条の11 (略)

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、|第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、

障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談 の内容が漏えいしないよう配慮されているこ
- (略)
- 前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介 護事業者 が第1項に掲げる設備を利用 し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合に限る。)には、 当該サービスの内容を当該サービスの提供の開 始前に市長に届け出るものとする。

(略)

第59条の6 (略)

(利用料等の受領)

第59条の7 (略)

(略)

- 支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用 の額の支払を利用者から受けることができる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域 密着型通所介護の提供において提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要とな るものに係る費用であって、その利用者に負 担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、別に市4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚 生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 (略)

第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、|第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

> $(1) \sim (5)$ (略)

指定地域密着型通所介護事業者は、常 (6) に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、 相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要 なサービスを利用者の希望に添って適切に提 供する。特に 認知症(法第5条の2第1項に規定する認知 症をいう。以下同じ。)である要介護者に対 しては、必要に応じ、その特性に対応したサ ービスの提供ができる体制を整えるものとす

第59条の10~第59条の11 (略)

(運営規程)

指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げ定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げ

げる事業の運営についての重要事項に関する規 げる事業の運営についての重要事項に関する規

を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

(略)

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着 3 型通所介護従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。その際、 指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域 密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介 護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者そ の他これに類する者を除く。) に対し、認知症 介護に係る基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指 定地域密着型通所介護の提供を確保する観点か ら、職場において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要 かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型 通所介護従業者の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

第59条の14 (略)

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規 定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めなければならな V)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定 地域密着型通所介護事業所において感染症が発 生し、又はまん延しないように、次に掲げる措 置を講じなければならない
 - (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。) をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、地域密着型通所介護 従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。

程(以下この節において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

(略)

3	指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着
	型通所介護従業者の資質の向上のために、その
	研修の機会を確保しなければならない。

第59条の14 (略) (非常災害対策) 第59条の15 (略)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

地域密着型通所介護事業所において感染症が発 生し、又はまん延しないように必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所に おいて、地域密着型通所介護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、|第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市 の職員(当該指定地域密着型通所介護事業所が 市の区域外に所在する場合は、その所在する市 町村の職員) 又は当該指定地域密着型通所介護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の 46第1項に規定する地域包括支援センターの職 員、地域密着型通所介護について知見を有する 者等により構成される協議会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。た だし、利用者等が参加する場合にあっては、テ レビ電話装置等の活用について当該利用者等の 同意を得なければならない。) (以下この項に おいて「運営推進会議」という。)を設置し、 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し 活動状況を報告し、運営推進会議による評価を 受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域|5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域 密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の 建物に居住する利用者に対して指定地域密着型 通所介護を提供する場合には、当該建物に居住 する利用者以外の者に対しても、指定地域密着 型通所介護の提供を行うよう努めなければなら ない。

第59条の18 (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

対する指定地域密着型通所介護の提供に関する 次に 掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(準用)

第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条 の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第 41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所 介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規 程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定 する重要事項に関する規程をいう。第34条第1 項において同じ。) 」と、同項、第32条の2第

(地域との連携等)

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指 定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職

又は当該指定地域密着型通所介護 事業所が所在する区域を管轄する法第115条の 46第1項に規定する地域包括支援センターの職 員、地域密着型通所介護について知見を有する 者等により構成される協議会

(以下この項に

おいて「運営推進会議」という。)を設置し、 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し 活動状況を報告し、運営推進会議による評価を 受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の 建物に居住する利用者に対して指定地域密着型 通所介護を提供する場合には、当該建物に居住 する利用者以外の者に対しても指定地域密着型 通所介護の提供 を行うよう努めなければなら ない。

第59条の18 (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に 対する指定地域密着型通所介護の提供に関する 次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から<mark></mark>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条_

> 、第34条から第38条まで 、第 41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所 介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規 程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事 項に関する規程」と、「定期巡回

2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及 び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従 業者」と

読み替えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生|第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生 型地域密着型サービス(以下この条及び次条に おいて「共生型地域密着型通所介護」という。) の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚 生労働省令第171号。以下この条において「指定 障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第 1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福 祉サービス等基準第156条第1項に規定する指 定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指 定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉 サービス等基準第166条第1項に規定する指定 自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定 児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す る基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下こ の条において「指定通所支援基準」という。) 第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業 者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定 する重症心身障害児をいう。以下この条におい て同じ。)を通わせる事業所において指定児童 発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する 指定児童発達支援をいう。第1号において同 じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放 課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準 第66条第1項に規定する指定放課後等デイサー ビス事業者をいい、主として重症心身障害児を 通わせる事業所において指定放課後等デイサー ビス(指定通所支援基準第65条に規定する指定 放課後等デイサービスをいう。同号において同 じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業 に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 $(1) \sim (2)$ (略)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条|第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条 から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第 から第18条まで、第20条、第22条、第28条 32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、 第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び

(準用)

• 随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従 業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通 所介護従業者」と読み替えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護の基準)

型地域密着型サービス(以下この条及び次条に おいて「共生型地域密着型通所介護」という。) の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚 生労働省令第171号。以下この条において「指定 障害福祉サービス等基準」という。)第78条第 1項に規定する指定生活介護事業者をいう。) 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福 祉サービス等基準第156条第1項に規定する指 定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指 定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉 サービス等基準第166条第1項に規定する指定 自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定 児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す る基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下こ の条において「指定通所支援基準」という。) 第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業 者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定 する重症心身障害児をいう。以下この条におい て同じ。) を通わせる事業所において指定児童 発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する 指定児童発達支援をいう。第1号において同 じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放 課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準 第66条第1項に規定する指定放課後等デイサー ビス事業者をいい、主として重症心身障害児を 通わせる事業所において指定放課後等デイサー ビス(指定通所支援基準第65条に規定する指定 放課後等デイサービスをいう

。)を提供する事業者を除く。)が当該事業 に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 $(1) \sim (2)$ (略)

(準用)

、第34条から第38条まで 第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4 第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除 第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除

く。) の規定は、共生型地域密着型通所介護の 事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「運営規程(第59条の12に規定する重 要事項に関する規程をいう。第34条第1項にお いて同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共 生型地域密着型通所介護従業者」という。)」 と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5 第4項中「前項ただし書の場合において、指定 地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設 備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通 所介護以外のサービスを提供するとき 」とあ るのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共 生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護 以外のサービスを提供する場合」と、第59条の 9 第 4 号、第59条の10第 5 項、第59条の13第 3 項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及 び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあ るのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の19第2項第2号中「次条において準用 する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」 と、同項第3号中「次条において準用する第28 条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次 条において準用する第38条第2項」とあるのは 「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節 までの規定にかか第59条の21 第1節から第4節までの規定にかか わらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通 所介護であって、難病等を有する重度要介護者 又はがん末期の者であって、サービス提供に当 たり常時看護師による観察が必要なものを対象 者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計 画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その 他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの をいう。以下同じ。) の事業の基本方針並びに 人員、設備及び運営に関する基準については、 この節に定めるところによる。

第59条の22 (略)

(従業者の員数)

第59条の23 (略)

は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介 護の職務に従事するものでなければならない。 (管理者)

く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の 事業について準用する。この場合において、第 9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「運営規程(第59条の12に規定する運 営規程をいう。第34条において同じ

。)」と、「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共 生型地域密着型通所介護従業者」という。)」 と、第34条中

「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5 第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着 型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用 し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合に限る。)」とあ るのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共 生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護 以外のサービスを提供する場合」と、第59条の 9 第 4 号、第59条の10第 5 項及び第59条の13第 3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあ るのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の19第2項第2号中「次条において準用 する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」 と、同項第3号中「次条において準用する第28 条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次 条において準用する第38条第2項」とあるのは 「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

わらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通 所介護であって、難病等を有する重度要介護者 又はがん末期の者であって、サービス提供に当 たり常時看護師による観察が必要なものを対象 者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計 画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その 他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの をいう。以下同じ。) の事業の基本方針並びに 人員、設備及び運営に関する基準については、 この節に定めるところによる。

第59条の22 (略)

(従業者の員数)

第59条の23 (略)

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上 は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介 護の職務に従事する者でなければならない。 (管理者)

養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。

 $2 \sim 3$ (略)

第59条の25 (略)

(設備及び備品等)

第59条の26 (略)

る。

3 (略)

4 前項ただし書の場合において、指定療養通所4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業 間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービス を提供するときは、当該サービス の内容を当該サービスの提供の開始前に市長に 届け出るものとする。

第59条の27~第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

げるところによるものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

指定療養通所介護事業者は、常に利用 者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援 助等の生活指導、機能訓練その他必要なサー ビスを利用者の希望に沿って適切に提供する ものとする。

第59条の31~第59条の33 (略)

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療|第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療 養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運 営についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

第59条の35 (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

つ適切なサービスの提供を確保するため、地域 の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療 又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養 通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確 保するために必要と認められる者から構成され る安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話)る安全・サービス提供管理委員会

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療<mark>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療</mark> 養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定療養通所介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内 にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ とができるものとする。

 $2 \sim 3$ (略)

第59条の25 (略)

(設備及び備品等)

第59条の26 (略)

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メ 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メ ートルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ートルに利用定員を乗じた 面積以上とす る。

> 3 (略)

介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜 者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜 間及び深夜に療養通所介護以外 のサービス を提供する場合に限る。)には、当該サービス の内容を当該サービスの提供の開始前に市長に 届け出るものとする。

> 第59条の27~第59条の29 (略)

> > (指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲 げるところによるものとする。

> $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用 者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援 助等の生活指導、機能訓練その他必要なサー ビスを利用者の希望に添って適切に提供する ものとする。

第59条の31~第59条の33 (略)

(運営規程)

養通所介護事業所ごとに次に掲げる 事業の運 営についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) (略)

第59条の35 (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全か第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全か つ適切なサービスの提供を確保するため、地域 の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療 又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養 通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確 保するために必要と認められる者から構成され

装置等を活用して行うことができるものとす る。) (次項において「委員会」という。) を 設置しなければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する2 指定療養通所介護の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(準用)

第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条 <u>の2</u>、第34条から第38条まで<u>第40条の2</u>、第 41条、第59条の7 (第3項第2号を除く。)、 第59条の8及び第59条の13から第59条の18まで の規定は、指定療養通所介護の事業について準 用する。この場合において、第32条の2第2項 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条 の34に規定する重要事項に関する規程」と、第 59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第 2項第1号及び第3号

中「地域密着型通所介護従業者」とあ るのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「療養通所介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12 月」と、同条第3項中「当たっては」とあるの は「当たっては 、利用者の状態に応じて」と、 第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあ るのは「第59条の26第4項」と読み替えるもの とする。

第60条 (略)

(従業者の員数)

養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人 福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規 定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、 同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病 院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、 社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項 において同じ。) に併設されていない事業所に おいて行われる指定認知症対応型通所介護をい 。)の事業を行う者及び併設型指 定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム

(次項において「委員会」という。)を 設置しなければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

指定療養通所介護事業者は、利用者に対する 指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間保 存しなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略) (準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から<mark></mark>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条

> 、第34条から第38条まで 41条、第59条の7 (第3項第2号を除く。)、 第59条の8及び第59条の13から第59条の18まで の規定は、指定療養通所介護の事業について準 用する。この場合において、第34条中

「運営規程」とあるのは「第59条 の34に規定する重要事項に関する規程」と、「 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の 13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあ るのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「療養通所介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12 月」と、同条第3項中「当たっては」とあるの は、「当たっては、利用者の状態に応じて」と、 第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあ るのは「第59条の26第4項」と読み替えるもの とする。

第60条 (略)

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人 福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規 定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、 同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病 院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、 社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項 において同じ。)に併設されていない事業所に おいて行われる指定認知症対応型通所介護をい う。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型指 定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム 等に併設されている事業所において行われる指 等に併設されている事業所において行われる指 定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所」という。)ごと に置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げる ものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

- 護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該単独型·併設型指定認知症対応型通所介護 事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の業務に従事すること ができる。
- 業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、市長 が定める研修を修了しているものでなければな らない。

(設備及び備品等)

第63条 (略)

- 2 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備2 の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)食堂及び機能訓練室

ア (略)

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

(2) (略)

- (略)
- 4 前項ただし書の場合において、単独型・併設4 型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に 掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービ スを提供するときは ____、当該サービ に届け出るものとする。
- (略)

(従業者の員数)

定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護事業者」という。)が当該 事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業所」という。) ごと に置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げる ものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

- 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介|第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介 護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし 、単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、
 - 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護 事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の業務に従事すること ができる。
- 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、厚生労働大臣 が定める研修を修了しているものでなければな らない。

(設備及び備品等)

第63条 (略)

- 前項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備 の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 食堂及び機能訓練室

ア (略)

イ ア にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

(2) (略)

- (略)
- 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認 知症対応型通所介護事業者 が第1項に 掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・ 併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービ スを<u>提供する場合に限る。)には</u>、当該サービ スの内容を当該サービスの提供の開始前に市長 スの内容を当該サービスの提供の開始前に市長 に届け出るものとする。
 - (略) (従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若<mark>第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若</mark> しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所をいう。次条にお いて同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老 人福祉施設の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設(第66条第1項に おいて「本体事業所等」という。)の利用者、 入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応 型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通 所介護」という。) の事業を行う者(以下「共 用型指定認知症対応型通所介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型 指定認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該 入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認 知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定 認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せ て受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介 護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事 業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における共 用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条 において同じ。) の数を合計した数について、 第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定 する従業者の員数を満たすために必要な数以上 とする。

(略)

(利用定員等)

第65条 (略)

共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する 指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定 地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(法第53条第1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以 下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域密着

しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業所をいう。次条にお いて同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域 密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老 人福祉施設の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設

の利用者、

入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応 型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通 所介護」という。) の事業を行う者(以下「共 用型指定認知症対応型通所介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型 指定認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該 入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認 知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定 認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ て受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介 護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事 業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における共 用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条 において同じ。) の数を合計した数について、 第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定 する従業者の員数を満たすために必要な数以上 とする。

(略)

(利用定員等)

第65条 (略)

共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する 指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定 地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をい う。)、指定介護予防サービス(法第53条第1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以 下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス (法第54条の2第1項に規定する指定地域密着 型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若し 型介護予防サービスをいう。以下同じ。) 若し

くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条 第9項及び第191条第8項において「指定居宅サ ービス事業等」という。)について3年以上の 経験を有する者でなければならない。

(管理者)

- 第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者院 は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ご とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置 かなければならない。ただし、当該管理者は、 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対 応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に 従事することができるものとする。<u>なお、共用</u> 型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型 通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同 一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事 することとしても差し支えない。
- 理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介 護を提供するために必要な知識及び経験を有す る者であって、第62条第2項に規定する市長 が定める研修を修了しているものでなけ

ればならない。 第67条~第72条 (略)

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (9)$ (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) (略)

第74条~第79条 (略)

(準用)

条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、 第34条から第38条まで<u>、第40条の2</u>、第41条、 第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11 及び第59条の13から第59条の18までの規定は、 指定認知症対応型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規 程(第73条に規定する重要事項に関する規程を いう。第34条第1項において同じ。)」と、同

くは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定 する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項

及び第191条第8項において「指定居宅サ ービス事業等」という。)について3年以上の 経験を有する者でなければならない。

 	600余	Ē	共	州	坚	掴	疋	認	加	炡	对	心	坚	进	HT	丌	謢	争	兼	有
	は、	共	用	型	指	定	認	知	症	対	応	型	通	所	介	護	事	業	所	_,
	とに	専	5	そ	の	職	務	に	従	事	す	る	常	勤	0)	管	理	者	を	置
	かな	け	れ	ば	な	5	な	い	0	た	だ	L								
	共用	型	指	定	認	知	症	対	応	型	通	所	介	護	事	業	所	0)	管	理
	上支	障	が	な	い	場	合	は	,	当	該	共	用	型	指	定	認	知	症	対
	応型	通	所	介	護	事	業	所	0)	他	0)	業	務	に	従	事	L	,	又	は
	同一	敷	地	内	に	あ	る	他	0)	事	業	所	,	施	設	等	0)	業	務	に
	従事	す	る	۲	ز لح	が	で	き	る	ŧ,	D .	- ع	する	る。						

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管 理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介 護を提供するために必要な知識及び経験を有す る者であって、第62条第2項に規定する厚生労 働大臣が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

> 第67条~第72条 (略)

> > (運営規程)

定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

第74条~第79条 (略)

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18|第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18 条まで、第20条、第22条、第28条 __、第41条、 第34条から第38条まで 第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11 及び第59条の13から第59条の18までの規定は、 指定認知症対応型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期 巡回

• 随時

項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第 59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第 2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護 従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるのは「認 知症対応型通所介護について知見を有する者」 と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」 とあるのは「第63条第4項」と読み替えるもの とする。

第81条 (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2\sim5$ (略)

に定める人員に関する基準を満たす小規模多機 能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に 掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当 該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中 欄に掲げる施設等の業務に従事することができ

当指定認知症対応型共同介護職員 (1)該指定小生活介護事業所、指定 規模多機地域密着型特定施設、 能型居宅指定地域密着型介護老 介護事業人福祉施設、指定介護 所に中欄老人福祉施設、介護老 に掲げる人保健施設、指定介護 施設等の療養型医療施設(医療 いずれか法 (昭和23年法律第205 が併設さ号) 第7条第2項第4 れている号に規定する療養病床 を有する診療所である 場合 ものに限る。)又は介 護医療院

当(1)の項中欄に掲げ看護師又 (2)該指定小る施設等、指定居宅サは准看護 規模多機一ビスの事業を行う事師 能型居宅業所、指定定期巡回· 介護事業随時対応型訪問介護看 所の同一護事業所、指定地域密 敷地内に着型通所介護事業所又 中欄に掲は指定認知症対応型通 げる施設所介護事業所

等のいず れかがあ

る場合

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知 症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期 巡回·随時対応型訪問介護看護従業者|

とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるのは「認 知症対応型通所介護について知見を有する者」 と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」 とあるのは「第63条第4項」と読み替えるもの とする。

第81条 (略)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2\sim5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項 に定める人員に関する基準を満たす小規模多機 能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に 掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当 該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中 欄に掲げる施設等の業務に従事することができ

当該指定小指定認知症対応型共同介護職員 規模多機能生活介護事業所、指定 型居宅介護地域密着型特定施設、 事業所に中指定地域密着型介護者 欄に掲げる人福祉施設、指定介護 施設等のい療養型医療施設(医療 ずれかが併法(昭和23年法律第205 設されてい号)第7条第2項第4 る場合 号に規定する療養病床 を有する診療所である ものに限る。)又は介

護医療院 当該指定小前項中欄に掲げる施設層 護 師又 規模多機能等、指定居宅サービスは准看護 型居宅介護の事業を行う事業所、師 事業所の同指定定期巡回・随時対 一敷地内に応型訪問介護看護事業 中欄に掲げ所、指定地域密着型通 る施設等の所介護事業所、指定認 いずれかが知症対応型通所介護事 業所、指定介護老人福 ある場合 祉施設又は介護老人保 健施設

 $7 \sim 9$ (略)

者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型 居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専 門員を置かなければならない。ただし、当該介 護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場 合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機 能型居宅介護事業所に併設する第6項の表(1)

中欄に掲げる施設等の業務に従事するこ とができる。

- |11 前項の介護支援専門員は、市長 が定||1 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定 める研修を修了している者でなければならな
- |12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指||2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所については、 本体事業所の介護支援専門員により当該サテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に 行われるときは、介護支援専門員に代えて、小 規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事す る前項の市長 ____が定める研修を修了して いる者 (第96条第1項において「研修修了者」 という。)を置くことができる。

(略)

2

(略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし、当該管理者は、指定小規 模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多 機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の 表(1)の項

中欄に掲げる施設等の業務、同一 敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の業務(当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問 介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問 看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営 を行っている場合には、これらの事業に係る業 務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規 定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項 第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を 除く。)に従事することができる。

 $7 \sim 9$ (略)

- |10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録||10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録 者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型 居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専 門員を置かなければならない。ただし、当該介 護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場 合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機 能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当 該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 の項の中欄に掲げる施設等の業務に従事するこ とができる。
 - める研修を修了している者でなければならな
 - 定小規模多機能型居宅介護事業所については、 本体事業所の介護支援専門員により当該サテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に 行われるときは、介護支援専門員に代えて、小 規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事す る前項の厚生労働大臣が定める研修を修了して いる者(第96条 において「研修修了者」 という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

|第83条 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなけれ ばならない。ただし____、指定小規 模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない 場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多 機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の 表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に 中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されてい る場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一 敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の業務(当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問 介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問 看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営 を行っている場合には、これらの事業に係る業 務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規 定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項 第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を 除く。)に従事することができる。

(略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老3 人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の 2の2に規定する老人デイサービスセンターを いう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護 医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複 合型サービス事業所(第193条に規定する指定複 合型サービス事業所をいう。次条において同 じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定める 者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第 192条第3項及び第193条において同じ。)とし て3年以上認知症である者の介護に従事した経 験を有する者であって、市長が定める 研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表) 者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知 症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サー ビス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して認知症である者の介護に従事した経験を有 する者又は保健医療サービス若しくは福祉サー ビスの経営に携わった経験を有する者であっ て、市長 が定める研修を修了している ものでなければならない。

第85条 (略)

(設備及び備品等)

第86条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ る設備の区分に応じ、当該各号に定めるところ による。
 - (1)(略)
 - (2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室(以下「個 室」という。) 以外の宿泊室を設ける場合 は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面 積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サ ービスの利用定員から個室の定員数を減じ た数を乗じて得た面積以上とするものと し、その構造は利用者のプライバシーが確 保されたものでなければならない。

工 (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、|第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、

前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の 2の2に規定する老人デイサービスセンターを いう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護 医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複 合型サービス事業所(第193条に規定する指定複 合型サービス事業所をいう。次条において同 じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉 士又は法第8条第2項に規定する政令で定める 者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第 192条第3項及び第193条において同じ。)とし て3年以上認知症である者の介護に従事した経 験を有する者であって、厚生労働大臣が定める 研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表

表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ スセンター、介護老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知 症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サー ビス事業所等の従業者、訪問介護員等 して認知症である者の介護に従事した経験を有 する者又は保健医療サービス若しくは福祉サー ビスの経営に携わった経験を有する者であっ て、厚生労働大臣が定める研修を修了している ものでなければならない。

第85条 (略)

(設備及び備品等)

第86条 (略)

る設備の区分に応じ、当該各号に定めるところ による。

(1)(略)

(2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウ ア及びイ を満たす宿泊室(以下「個 室」という。) 以外の宿泊室を設ける場合 は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面 積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サ ービスの利用定員から個室の定員数を減じ た数を乗じて得た面積以上とするものと し、その構造は利用者のプライバシーが確 保されたものでなければならない。

(略)

 $3 \sim 5$ (略)

(心身の状況等の把握)

指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって

は、介護支援専門員(第82条第12項の規定によ り介護支援専門員を配置していないサテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、本体事業所の介護支援専門員。以下この条 及び第93条において同じ。)が開催するサービ ス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス 計画の作成のために居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集 して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。ただし、利用者等 が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等 の活用について当該利用者等の同意を得なけれ ばならない。)をいう。)等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

第88条~第89条 (略)

(利用料等の受領)

第90条 (略)

(略)

- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2|3 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を利用者から受けることができる。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - 前各号に掲げるもののほか、指定小規 (6) 模多機能型居宅介護の提供において提供され る便宜のうち、日常生活においても通常必要 となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用について4 は、市長が定めるところによるものと する。
- (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方 針)

第91条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自ら 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自ら その提供する指定小規模多機能型居宅介護の質 の評価を行い、その 結果を公表し、常にそ の改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方 針)

- 第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取|第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取 扱方針は、次に掲げるところによるものとする。 $(1) \sim (5)$ (略)
 - 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ ならない。

は、介護支援専門員(第82条第12項の規定によ り介護支援専門員を配置していないサテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、本体事業所の介護支援専門員。以下この条 及び第93条において同じ。)が開催するサービ ス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス 計画の作成のために居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集 して行う会議

____をいう。)等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。

第88条~第89条

(利用料等の受領)

第90条 (略)

(略)

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を利用者から受けることができる。

 $(1) \sim (5)$ (略)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規 模多機能型居宅介護の提供において提供され る便宜のうち、日常生活においても通常必要 となるものに係る費用であって、その利用者 に負担させることが適当と認められる費用
- 前項第3号及び第4号に掲げる費用について は、厚生労働大臣が定めるところによるものと する。
- (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方 針)

第91条 (略)

その提供する指定小規模多機能型居宅介護の質 の評価を行い、それらの結果を公表し、常にそ の改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方 針)

- 扱方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 身体的拘束等 を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ ならない。

 $(7) \sim (8)$ (略)

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

ビス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支 援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第38号) 第13条各号に掲げる具 体的取扱方針に沿って行うものとする。

第94条~第95条 (略)

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第96条 (略)

(略)

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び3 希望並びにその置かれている環境を踏まえて、 他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の 上、援助の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した小規模多機 能型居宅介護計画を作成するとともに、これを 基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を 勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービ ス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わ なければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

第97条~第99条 (略)

(運営規程)

指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

第101条 (略)

(非常災害対策)

第102条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項 に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。

第103条~第107条 (略)

(準用)

第28条<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、 第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の 13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定 小規模多機能型居宅介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程 (第100条に規定する重要事項に関する規程を いう。第34条第1項において同じ。)」と、同 $(7) \sim (8)$ (略)

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サー2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サー ビス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支 援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第38号。) 第13条各号に掲げる具 体的取扱方針に沿って行うものとする。

> 第94条~第95条 (略)

> > (小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第96条 (略)

(略)

介護支援専門員は、利用者の心身の状況及び 希望並びにその置かれている環境を踏まえて、 他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の 上、援助の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した小規模多機 能型居宅介護計画を作成するとともに、これを 基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を 勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービ ス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わ なくてはならない。

 $4 \sim 7$ (略)

第97条~第99条 (略)

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、|第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

第101条 (略)

(非常災害対策)

第102条 (略)

に規定する訓練の実施に当たって 、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。

第103条~第107条 (略)

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条____、第34条から第38条まで、 第40条、第41条 、第59条の11、第59条の 13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定 小規模多機能型居宅介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に 規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡

• 随時

項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規 模多機能型居宅介護従業者」と

第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第 5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項 並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中 「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介 護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況」と読み替えるものとする。

第109条 (略)

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業 を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共 同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護 従業者」という。)の員数は、当該事業所を構 成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時 間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活 介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方 法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認 知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて 受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の 事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同 生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定認知症対 応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113 条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時 間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深 夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤 務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項に おいて同じ。)を行わせるために必要な数以上

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第 5章第4節 | と、第59条の13第3項

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小 規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17 第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介 護について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活 動状況」と読み替えるものとする。

第109条 (略)

(従業者の員数)

を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共 同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護 従業者」という。) の員数は、当該事業所を構 成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時 間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活 介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方 法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認 知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に 規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて 受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の 事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同 生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一 の事業所において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定認知症対 応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応 型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113 条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時 間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深 夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤 務(宿直勤務を除く。)をいう

。)を行わせるために必要な数以上

とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生 活介護事業所の有する共同生活住居の数が3で ある場合であり、かつ、当該共同生活住居が全 て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑 な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うこ とが可能な構造である場合であって、当該指定 認知症対応型共同生活介護事業者による安全対 策が講じられ、利用者の安全性が確保されてい ると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯 に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに 置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の 時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び 深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とす ることができる。

$2 \sim 4$ (略)

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共 定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保 健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る 計画の作成に関し知識及び経験を有する者であ って認知症対応型共同生活介護計画の作成を担 当させるのに適当と認められるものを専らその 職務に従事する計画作成担当者としなければな らない。ただし、当該計画作成担当者は、利用 者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症 対応型共同生活介護事業所における他の業務に 従事することができる。
- 6 前項の計画作成担当者は、市長 *ل*١,

$7 \sim 8$ (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト 型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定 認知症対応型共同生活介護事業所であって、指 定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福 祉に関する事業について3年以上の経験を有す る指定認知症対応型共同生活介護事業者により 設置される当該指定認知症対応型共同生活介護 事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事 業所であって当該指定認知症対応型共同生活介 護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介 護の提供に係る支援を行うもの(以下この章に おいて「本体事業所」という。)との密接な連 携の下に運営されるものをいう。以下同じ。) については、介護支援専門員である計画作成担 当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修 を修了している者を置くことができる。

10 (略)

|11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定||10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定

~ 4	(略)		
		日生活人类市光本社	_

- ごとに、保 同生活住居 健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る 計画の作成に関し知識及び経験を有する者であ って認知症対応型共同生活介護計画の作成を担 当させるのに適当と認められるものを専らその 職務に従事する計画作成担当者としなければな らない。ただし 者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住 における他の業務に 従事することができる。
- が定 6 前項の計画作成担当者は、厚生労働大臣が定 める研修を修了している者でなければならな める研修を修了している者でなければならな V10

 $7 \sim 8$ (略)

とする。

(略)

介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指し介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同 定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同

生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1 項から第10項までに規定する人員に関する基準 を満たすことをもって、前各項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)

- 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者|第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者 は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障 がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅 介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の業務に従事することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居 の管理上支障がない場合は、サテライト型指定 認知症対応型共同生活介護事業所における共同 生活住居の管理者は、本体事業所における共同 生活住居の管理者をもって充てることができ
- 3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症 対応型共同生活介護を提供するために必要な知 識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介 護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以 上認知症である者の介護に従事した経験を有す る者であって、市長 が定める研修を修 了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表) 者)

- の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の 従業者若しくは訪問介護員等として、認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者又は保 健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を 行う事業の経営に携わった経験を有する者であ って、市長 が定める研修を修了してい るものでなければならない。
- は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型 共同生活介護事業所にあっては、1又は2)と

生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の事業とが同一の事業所において-体的に運営されている場合については、指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1 項から第9項までに規定する人員に関する基準 を満たすことをもって、前各項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)

は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただ 、共同生活住居の管理上支障 がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に 従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅 介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の業務に従事することができる。

対応型共同生活介護を提供するために必要な知 識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介 護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以 上認知症である者の介護に従事した経験を有す る者であって、厚生労働大臣が定める研修を修 了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者)

- 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者|第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、介護老人保健施設、介護医療 院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の 従業者若しくは訪問介護員等として、認知症で ある者の介護に従事した経験を有する者又は保 健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を 行う事業の経営に携わった経験を有する者であ って、厚生労働大臣が定める研修を修了してい るものでなければならない。
- 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1又は2

する。ただし、指定認知症対応型共同生活介護 事業所に係る用地の確保が困難であることその

 $2 \sim 7$ (略)

第114条~第116条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 (略)

 $2\sim6$ (略)

- 置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護従業者その他の従業者に周知徹底を 図ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自8 らその提供する指定認知症対応型共同生活介護 の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げ るいずれかの評価を受けて、それらの結果を公 表し、常にその改善を図らなければならない。
 - <u>(1)</u> 外部の者による評価
 - (2) 第128条において準用する第59条の17第

1項に規定する運営推進会議における評価

第118条~第120条 (略)

(管理者による管理)

- 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保|第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保 険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サ ービス(サテライト型指定認知症対応型共同生 活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する 指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指 定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介 護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診 療所又は社会福祉施設を管理する者であっては ならない。ただし、これらの事業所、施設等が 同一敷地内にあること等により当該共同生活住 居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程)
- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者|第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者 は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運 営についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。
 - $(1) \sim (6)$ (略)
 - <u>(7)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

他地域の実情により指定認知症対応型共同生活 介護事業所の効率的運営に必要と認められる場 合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3とすることができる。

 $2 \sim 7$ (略)

第114条~第116条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 (略)

 $2\sim6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措 置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会

を3月に

1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護従業者その他の従業者に周知徹底を 図ること。

$$(2) \sim (3)$$
 (略)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自 らその提供する指定認知症対応型共同生活介護 の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者 による
評価を受けて、それらの結果を公 表し、常にその改善を図らなければならない。

第118条~第120条 (略)

(管理者による管理)

険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サ ービス

定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介 護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診 療所又は社会福祉施設を管理する者であっては ならない。ただし、これらの事業所、施設等が 同一敷地内にあること等により当該共同生活住 居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程)

は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運 営についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

- 2 前項の 従業者の勤務の体制を定めるに当2 たっては、利用者が安心して日常生活を送るこ とができるよう、継続性を重視したサービスの 提供に配慮しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介 護従業者の資質の向上のために、その研修の機 会を確保しなければならない。その際、指定認 知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護 支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で 定める者等の資格を有する者その他これに類す る者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎 的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適 切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確 保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り介護従業者の就業環境が害されることを防止 するための方針の明確化等の必要な措置を講じ なければならない。

第124条~第127条 (略) (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22|第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条、第32条の2、第34条から第36条ま で、第38条、第40条から第41条まで、第59条の 11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項 まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、 指定認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程(第122条に規定する重要事項に関する規 程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、 同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介 護従業者」と

、第59条の11第2項中「この節」とある のは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とある のは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居 宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業 者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介」者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介

2	前項の <u>介護</u> 従業者の勤務の体制を定めるに当
	たっては、利用者が安心して日常生活を送るこ
	とができるよう、継続性を重視したサービスの
	提供に配慮しなければならない。

•	3	指定記	忍知症?	付応型	共同生活:	介護事	業者は、	、介
£452.		護従業者	者の資質	質の向_	上のため	に、そ	の研修	の機
		会を確保	呆しなり	ければな	よらない。			
1 1111.								
,								
1								
,								

第124条~第127条 (略) (準用)

条、第28条____、第34条から第36条ま で、第38条、第40条、第41条____、第59条の 11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項 まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、 指定認知症対応型共同生活介護の事業について 準用する。この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定 期巡回

時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第59条の11第2項中「この節」とある のは「第6章第4節」と____

_、第59条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とある のは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居 宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業

護事業者」と読み替えるものとする。

第129条 (略)

(従業者の員数)

第130条 (略)

 $2\sim5$ (略)

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその 職務に従事する介護支援専門員であって、地域 密着型特定施設サービス計画の作成を担当させ るのに適当と認められるものとする。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地 域密着型特定施設における他の業務に従事する ことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介<mark>第</mark>131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専 らその職務に従事する管理者を置かなければな らない。ただし、当該管理者は、指定地域密着 型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指 定地域密着型特定施設における他の業務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 若しくは本体施設の業務(本体施設が病院又は 診療所の場合は、管理者としての職務を除く。) 若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護 事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所の業務に従事することができる。

第132条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

- 4 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地4 域密着型特定施設入居者生活介護を行うための 専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、 浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準 を満たさなければならない。
 - (1) 介護居室

ア 一の介護居室の定員は、1人とすること。 ただし、利用者の処遇上必要と認められる 場合は、2人とすることができる。

イ~エ (略)

- $(2) \sim (3)$ (略)
- (4) 便所 介護居室のある階ごとに設置し、 非常用設備を備えていること。

 $(5) \sim (6)$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

第133条~第135条 (略)

(サービスの提供の記録)

護事業者」と読み替えるものとする。

第129条 (略)

(従業者の員数)

第130条 (略)

 $2\sim5$ (略)

職務に従事する介護支援専門員であって、地域 密着型特定施設サービス計画の作成を担当させ るのに適当と認められるものとする。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密 着型特定施設 における他の業務に従事する ことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

(管理者)

護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専 らその職務に従事する管理者を置かなければな らない。ただし____ _____、指定地域密着 型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指 定地域密着型特定施設における他の業務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等 若しくは本体施設の業務(本体施設が病院又は 診療所の場合は、管理者としての職務を除く。) 若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護 事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所の業務に従事することができる。

第132条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

- 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地 域密着型特定施設入居者生活介護を行うための 専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、 浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準 を満たさなければならない。
 - (1) 介護居室

ア 一の介護居室の定員は、1人とする ただし、利用者の処遇上必要と認められる 場合は、2人とすることができる。

イ~エ (略)

- $(2) \sim (3)$ (略)
- (4) 便所 居室 のある階ごとに設置し、 非常用設備を備えていること。

 $(5) \sim (6)$ (略)

 $5\sim7$ (略)

第133条~第135条 (略)

(サービスの提供の記録)

第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 第136条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生| 護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の開始に際しては当該開始 の年月日及 活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及 び入居している指定地域密着型特定施設の名称 び入居している指定地域密着型特定施設の名称 を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の の被保険者証に記載しなければならない。

(略)

第137条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取

第138条 (略)

 $2\sim5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 掲げる措置を講じなければならない。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

(略)

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第139条 (略)

2 (略)

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希 望及び利用者について把握された解決すべき課 題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と 協議の上、サービスの目標及びその達成時期、 サービスの内容、サービスを提供する上での留 意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービ ス計画の原案を作成しなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

第140条~第144条 (略)

(運営規程)

- 第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介(第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。
 - (1)(略)
 - (2)地域密着型特定施設従業者の職種、員 数及び職務の内容
 - $(3) \sim (8)$ (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業|4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 らない。その際、指定地域密着型特定施設入居 者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施

終了に際しては当該終了の年月日を、利用者 終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者 の被保険者証に記載しなければならない。

(略)

第137条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取 扱方針)

第138条 (略)

 $2\sim5$ (略)

- 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会

を3月に

1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

(略)

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第139条 (略)

(略)

望、利用者について 把握された解決すべき課 題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と 協議の上、サービスの目標及びその達成時期、 サービスの内容、サービスを提供する上での留 意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービ ス計画の原案を作成しなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

第140条~第144条 (略)

(運営規程)

- 護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。
 - (1) (略)
 - (2)地域密着型特定施設従業者の職種、員 数及び職務内容
 - $(3) \sim (8)$ (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上│者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上 のために、その研修の機会を確保しなければな のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介 護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令 で定める者等の資格を有する者その他これに類 する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講 じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の提供を確保する観点から、職場におい て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより地域密着型特定施設従業者 の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければなら ない。

第147条~第148条 (略) (準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条<u>、第32</u>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条_ 条の2、第34条から第38条まで、第40条から第 41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の 16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地 域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中 「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重 要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中 「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第 59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着 型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特 定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるの は「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅 介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設 従業者」と読み替えるものとする。

第150条 (略)

(略)

家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付 きを重視した運営を行い、市 、居宅介護支 援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サ ービス事業者、他の介護保険施設その他の保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

第147条~第148条	(略)
(淮田)	

____、第34条から第38条まで、第40条、第41 16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の事業について準用する。この場合にお いて、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看 護従業者」

とあるのは「地

域密着型特定施設従業者」と

、第59条の11第2項中

「この節」とあるのは「第7章第4節」と

、第59条の17第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるの は「2月」と

読み替えるものとする。

(略) 第150条

(略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく|3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく 家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付 きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支 援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サ ービス事業者、他の介護保険施設その他の保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

|第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置||第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置

くべき従業者の員数は、次のとおりとする。た だし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄 養士との連携を図ることにより当該指定地域密 着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待す ることができる場合であって、入所者の処遇に 支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄 養士を置かないことができる。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- $(5) \sim (6)$ (略)
- (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者3 は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の業務に従事する者でなければならない。ただ し、入所者の処遇に支障がない場合は、この限 りでない。

ト型居住施設(当該施設を設置しようとする者 により設置される当該施設以外の指定介護老人 福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サ テライト型居住施設である指定地域密着型介護 老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、 次条第1項第6号 並びに第180条第1項第3 号において同じ。)、介護老人保健施設、介護 医療院又は病院若しくは診療所であって当該施 設に対する支援機能を有するもの(以下この章 において「本体施設」という。)との密接な連 携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営 くべき従業者の職種は、次の各号に掲げるもの とし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各 <u> 号に定めるところによる。</u>

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 栄養士 1以上

 $(5) \sim (6)$ (略)

(略)

指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者 は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設 の業務に従事する者でなければならない。ただ し、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニッ 卜型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条 に規定するユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を除く。以下この項において同じ。) にユニッ 卜型指定介護老人福祉施設(岐阜県指定介護老 人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基 準を定める条例(平成24年岐阜県条例第79号 以下「岐阜県指定介護老人福祉施設基準」とい う。) 第44条に規定するユニット型指定介護老 人福祉施設をいう。以下この項において同じ。) を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉 施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介 護職員及び看護職員(岐阜県指定介護老人福祉 施設基準第53条第2項の規定に基づき配置され る看護職員に限る。) 又は指定地域密着型介護 老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型 介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員 (第187条第2項の規定に基づき配置される看 護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障 がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライ4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライ ト型居住施設(当該施設を設置しようとする者 により設置される当該施設以外の指定介護老人 福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サ テライト型居住施設である指定地域密着型介護 老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、 第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3 号において同じ。)、介護老人保健施設、介護 医療院又は病院若しくは診療所であって当該施 設に対する支援機能を有するもの(以下この章 において「本体施設」という。) との密接な連 携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営 される指定地域密着型介護老人福祉施設をいしされる指定地域密着型介護老人福祉施設をい

う。以下同じ。) の医師については、本体施設 の医師により当該サテライト型居住施設の入所 者の健康管理が適切に行われると認められると きは、これを置かないことができる。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規 定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活 相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練 指導員又は介護支援専門員については、次に掲 げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める職員により当該サ テライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かないこ とができる。
 - (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士 若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介 護支援専門員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養 士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病 床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護 支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合 に限る。)
 - (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養 士又は介護支援専門員

 $9 \sim 12$ (略)

|13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所||13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所 介護事業所(岐阜県指定居宅サービス等基準第 92条第1項に規定する指定通所介護事業所をい う 。)、指定短期入所生活介護事業 所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設 型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業 所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基 準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 が併設される場合においては、当該併設される 事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導 員については、当該指定地域密着型介護老人福 祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養 士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用 者の処遇が適切に行われると認められるとき は、これを置かないことができる。

|14~16 (略)

|17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支||17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支 援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体 援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体 施設である指定地域密着型介護老人福祉施設で あって、当該サテライト型居住施設に医師又はあって、当該サテライト型居住施設に医師又は 介護支援専門員を置かない場合にあっては、指 介護支援専門員を置かない場合にあっては、指

う。以下同じ。) の医師については、本体施設 の医師により当該サテライト型居住施設の入所 者の健康管理が適切に行われると認められると きは、これを置かないことができる。

 $5 \sim 7$ (略)

定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活 相談員、栄養士、機能訓練 指導員又は介護支援専門員については、次に掲 げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める職員により当該サ テライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かないこ とができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設 栄養士

____、機能訓練指導員又は介

護支援専門員

- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養 士____、理学療法士、作業療 法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士 (病 床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護 支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合 に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士 又は介護支援専門員

 $9 \sim 12$ (略)

介護事業所(岐阜県指定居宅サービス等基準第 92条第1項に規定する指定通所介護事業所をい う。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業 所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設 型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業 所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基 準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所 が併設される場合においては、当該併設される 事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導 員については、当該指定地域密着型介護老人福 祉施設の生活相談員、栄養士

__又は機能訓練指導員により当該事業所の利用 者の処遇が適切に行われると認められるとき は、これを置かないことができる。

14~16 (略)

施設である指定地域密着型介護老人福祉施設で

定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及 び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合 計数を基礎として算出しなければならない。こ の場合において、介護支援専門員の数は、同号 の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100 又はその端数を増すごとに1を標準とする。) とする。

第152条~第155条 (略)

(利用料等の受領)

第156条 (略)

(略)

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項 の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額 の支払を入所者から受けることができる。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - の定める基準に基づき入 (3) 市長 所者が選定する特別な居室の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
 - (4) 市長 の定める基準に基づき入 所者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
 - $(5) \sim (6)$ (略)
- のとする。
- (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。
 - $(2) \sim (3)$ (略)

(略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者 会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人 当者(以下この条において「担当者」という。) を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用)を招集して行う会議 して行うことができるものとする。ただし、入

定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及 び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合 計数を基礎として算出しなければならない。こ の場合にあって、介護支援専門員の数は、同号 の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100 又はその端数を増すごとに1を標準とする。) とする。

第152条~第155条 (略)

(利用料等の受領)

第156条 (略)

(略)

の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額 の支払を入所者から受けることができる。

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入 所者が選定する特別な居室の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入 所者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- $(5) \sim (6)$ (略)
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ いては、<u>市長</u>が定めるところによるもいては、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるも のとする。
 - (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会

を3月に

1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

(略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

 $2\sim5$ (略)

会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担 福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担 当者(以下この条において「担当者」という。) 所者又はその家族(以下この項において「入所 者等」という。)が参加する場合にあっては、 テレビ電話装置等の活用について当該入所者等 の同意を得なければならない。)をいう。以下 この章において同じ。)の開催、担当者に対す る照会等により、当該地域密着型施設サービス 計画の原案の内容について、担当者の専門的な 見地からの意見を求めるものとする。

 $7 \sim 12$ (略)

第159条~第163条 (略)

<u>(栄</u>養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、各 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わ なければならない。

(口腔衛生の管理)

|第163条の3| 指定地域密着型介護老人福祉施設| は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立し た日常生活を営むことができるよう、口腔衛生 の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた 口腔衛生の管理を計画的に行わなければならな V)

第164条~第167条 (略)

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次|第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次 に掲げる施設の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (7)$ (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者3 の資質の向上のために、その 研修の機会を 確保しなければならない。 その際、指定地域密 着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護 師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の 資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講 させるために必要な措置を講じなければならな
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の提供を確保する観点から、職場において行 われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超 えたものにより従業者の就業環境が害されるこ

J112	· 7	410	A) ,		地级山	自土地以		
計画	i O J	原案の	の内容	まにつ	いて、	担当者の	専門	的な
見地	カゴ	うの意	意見を	求めん	るもの	とする。		
\sim 12	2	(略)						

この章において同じ。)の開催、担当者に対す る昭今笙により 当該地域恋差刑施設サービス

をいう。以下

第159条~第163条 (略)

第164条~第167条 (略)	第164条~第167条	(略)
-----------------	-------------	-----

(運営規程)

に掲げる施設の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

(略)

1 相足地域省有空川護七八価性旭畝は、	<u> </u>
に対し、その資質の向上のための研修の	の機会を
確保しなければならない。	

とを防止するための方針の明確化等の必要な措 置を講じなければならない。

第170条 (略)

(衛生管理等)

第171条 (略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指 定地域密着型介護老人福祉施設において感染症 又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設 における感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)をおおむね3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) (略)
 - (3)当該指定地域密着型介護老人福祉施設 において、介護職員その他の従業者に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修並びに感染症の予防及びまん延の 防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長 が定める感染症又は食中毒が疑われる際 の対処等に関する手順に沿った対応を行うこ と。

第172条~第174条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事 げる措置を講じなければならない。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)及び従業者に対する研修を定期 的に行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する ための担当者を置くこと。

 $2 \sim 4$ (略)

第176条 (略)

(準用)

38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59 条の15及び第59条の17第1項から第4項までの 規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設につ いて準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「運営規程(第168条に規定する重要事項に関す る規程をいう。第34条第1項において同じ。) |

第170条 (略)

(衛生管理等)

第171条 (略)

- 定地域密着型介護老人福祉施設において感染症 又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設 における感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会

をおおむね3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護職員 その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) (略)
- (3)当該指定地域密着型介護老人福祉施設 において、介護職員その他の従業者に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修

を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働 大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際 の対処等に関する手順に沿った対応を行うこ と。

第172条~第174条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

故の発生又はその再発を防止するため、次に掲し故の発生又はその再発を防止するため、次に定 める措置を講じなければならない。

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会

及び従業者に対する研修を定期 的に行うこと。

 $2 \sim 4$ (略)

第176条 (略)

(準用)

第177条 第 9 条、第10条、第12条、第13条、第22第177条 第 9 条、第10条、第12条、第13条、第22 条、第28条<u>、第32条の2</u>、第34条、第36条、第 条、第28条<u></u> 、第34条、第36条、第 38条 、第41条、第59条の11、第59 条の15及び第59条の17第1項から第4項までの 規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設につ いて準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「第168条に規定する重要事項に関する規程」 と、「定期巡回

と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行わ れていない等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

、第59条の11

第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第178条 第1節及び前2節 の規定にかかわ第178条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわ らず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設(施設の全部において少数の居室及び当該 居室に近接して設けられる共同生活室(当該居 室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所をいう。以下同じ。)により一体的に 構成される場所(以下「ユニット」という。) ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対す る支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。) の基本方針並びに設 備及び運営に関する基準については、この節に 定めるところによる。

(基本方針)

第179条 (略)

は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を 行い、市 、居宅介護支援事業者、居宅サー ビス事業者、地域密着型サービス事業者、介護 保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ればならない。

(設備)

- 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げる ものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属 するものとし、当該ユニットの共同生活 室に近接して一体的に設けること。ただ

・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行わ れていない等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11 第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

らず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設(施設の全部において少数の居室及び当該 居室に近接して設けられる共同生活室(当該居 室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所をいう。以下同じ。)により一体的に 構成される場所(以下「ユニット」という。) ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対す る支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設 備及び運営に関する基準については、この節に 定めるところによる。

(基本方針)

第179条 (略)

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を 行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サー ビス事業者、地域密着型サービス事業者、介護 保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ればならない。

(設備)

祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げる ものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

(1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属 するものとし、当該ユニットの共同生活 室に近接して一体的に設けること。ただ

し、一のユニットの入居定員は、原則と しておおむね10人以下とし、15人を超え ないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メ ートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メ <u>ートル以上とすること。</u>

(エ) (略) イ~エ (略)

 $(2) \sim (5)$ (略)

(略)

(利用料等の受領)

第181条 (略)

2 (略)

- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設|3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げ る費用の額の支払を入所者から受けることがで きる。
 - $(1) \sim (2)$
 - (3) 市長 の定める基準に基づき入 居者が選定する特別な居室の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
 - (4) 市長 の定める基準に基づき入 居者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
 - $(5) \sim (6)$ (略)
- のとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設|5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 いて、理解しやすいように説明を行わなければ」いて、理解しやすいように説明を行わなければ ならない。

 $6 \sim 7$ (略)

|8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設||8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設|

し、一のユニットの入居定員は、おおむ ね10人以下としなければならない

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいず れかを満たすこと。

- a 10.65平方メートル以上とすること。 ただし、(ア)ただし書の場合にあっ ては、21.3平方メートル以上とするこ
- b ユニットに属さない居室を改修した ものについては、aに掲げるところに よるほか、入居者同士の視線の遮断の確 保を前提にした上で、居室を隔てる壁に ついて、天井との間に一定の隙間が生じ ていても差し支えないこと。

(エ) (略)

イ~エ (略)

 $(2) \sim (5)$ (略)

(略)

(利用料等の受領)

第181条 (略)

2 (略)

は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げ る費用の額の支払を入所者から受けることがで きる。

 $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入 居者が選定する特別な居室の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入 居者が選定する特別な食事の提供を行ったこ とに伴い必要となる費用
- $(5) \sim (6)$ (略)
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ4 前項第1号から第4号までに掲げる費用につ いては、<u>市長</u>が定めるところによるもいては、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるも のとする。
 - 5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設 の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又 入所者生活介護の提供に当たって 、入居者又 はその家族に対し、サービスの提供方法等につはその家族に対し、サービスの提供方法等につ ならない。

 $6 \sim 7$ (略)

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲しは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲 げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を3月に 1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

9 (略)

第183条~第185条 (略)

(運営規程)

- ない。
 - $(1) \sim (8)$ (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)(略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、従業者の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。その際、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福 祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定 する政令で定める者等の資格を有する者その他 これに類する者を除く。) に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるために必要な 措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じなければならない。

第188条 (略)

(進用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22|第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22 38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59 条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第

げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会

を3月に

1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

(略)

第183条~第185条 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重 祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重 要事項に関する規程を定めておかなければなら 要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4	コ	ニニッ	ト型扌	旨定地	地域密	着型に	介護者	き人福	福祉施 認
	は、	従業	者に対	対し、	その	資質(の向」	上のた	<u>: めの</u> 研
	修の	機会	を確保	ましな	けれり	ばなら	ない		

第188条 (略)

(準用)

条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第 条、第28条 、第34条、第34条、第36条、第 38条 、第41条、第59条の11、第59 条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第 153条から第155条まで、第158条、第161条、第 153条から第155条まで、第158条、第161条、第 163条から第167条まで及び第171条から第176条 163条から第167条まで及び第171条から第176条 までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護 までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設について準用する。この場合にお 老人福祉施設について準用する。この場合にお いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定す る重要事項に関する規程をいう。第34条第1項 において同じ。)」と、同項、第32条の2第2 項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び 第3号中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際 に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利 用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは 「要介護認定」と

、第59条の11第2項中「この節」とある のは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第 158条」とあるのは「第189条において準用する 第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」 とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中 「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第 7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条 において準用する第175条第3項」と、第176条 第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第 189条において準用する第155条第2項」と、同 項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182 条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号 中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6 号中「前条第3項」とあるのは「第189条におい て準用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

第190条 (略)

(従業者の員数等)

業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事 業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以 外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従 業者については、常勤換算方法で、通いサービ ス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護 を利用するために指定看護小規模多機能型居宅

いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項 に関する規程」と、「定期巡回

随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際 に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利 用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは 「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第59条の11第2項中「この節」とある のは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第 158条」とあるのは「第189条において準用する 第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」 とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中 「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第 7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条 において準用する第175条第3項」と、第176条 第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第 189条において準用する第155条第2項」と、同 項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182 条第7項」と、同項第4号及び第5号

中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6 号中「前条第3項」とあるのは「第189条におい て準用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

第190条 (略)

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事 業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者」という。) が当該事業を行う事 業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所」という。) ごとに置くべき指定看護小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以 外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従 業者については、常勤換算方法で、通いサービ ス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護 を利用するために指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同 介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同

じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅 介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者を その利用者の数が3又はその端数を増すごとに 1以上及び訪問サービス (看護小規模多機能型) 居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該 居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅 介護(第82条第7項に規定する本体事業所であ る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあ っては当該本体事業所に係るサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に 規定するサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所(第6項において「サテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所」という。) の登録者、第8項に規定する 本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規 定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同 項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係 る他の同項に規定するサテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業 所に係る第82条第7項に規定するサテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅 介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者を2以上とし、夜間及 び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能 型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型 居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿 直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を 当該宿直勤務に必要な数以上とする。

(略)

|11 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介 護支援専門員を置かなければならない。ただし、 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する 第7項各号に掲げる施設等の業務に従事するこ とができる。

じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅 介護をいう。以下同じ。) の提供に当たる者を その利用者の数が3又はその端数を増すごとに 1以上及び訪問サービス (看護小規模多機能型 居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該 居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅 介護(第82条第7項に規定する本体事業所であ る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあ っては当該本体事業所に係るサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密 着型介護予防サービス基準 第44条第7項に 規定するサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所(第6項において「サテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所」という。) の登録者、第8項に規定する 本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規 定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同 項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係 る他の同項に規定するサテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業 所に係る第82条第7項に規定するサテライト型 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅 介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及 び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能 型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型 居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿 直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を 当該宿直勤務に必要な数以上とする。

(略)

|11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介 護支援専門員を置かなければならない。ただし、 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障が ない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する 前項各号 に掲げる施設等の業務に従事するこ とができる。

|12 前項の介護支援専門員は、市長 が定||12 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定|

11

定看護小規模多機能型居宅介護事業所について は、本体事業所の介護支援専門員により当該サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成 が適切に行われるときは、介護支援専門員に代 えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 に専ら従事する前項に市長 が定める研 修を修了している者(第199条において「研修修 了者」という。)を置くことができる。

14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業|第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし、当該管理者は、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に 併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務 に従事することができるものとする。

(略)

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老3 人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業 所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪 問介護員等として3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であって、市長 が定める研修を修了しているもの又は 保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代) 表者)

者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、介護医 療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指 定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合 型サービス事業所(指定複合型サービスの事業 を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪 問介護員等として認知症である者の介護に従事 した経験を有する者若しくは保健医療サービス 若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を 有する者であって、厚生労働大臣が定める研修 を修了しているもの又は 保健師若しくは看護 師でなければならない。

める研修を修了している者でなければならな| める研修を修了している者でなければならな

|13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指||13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所について は、本体事業所の介護支援専門員により当該サ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成 が適切に行われるときは、介護支援専門員に代 えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成 に専ら従事する前項に厚生労働大臣が定める研 修を修了している者(第199条において「研修修 了者」という。)を置くことができる。

14 (略)

(管理者)

者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 置かなければならない。ただし_ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は 同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に 併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務 に従事することができるものとする。

(略)

第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業 所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪 問介護員等として3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であって、厚生労 働大臣が定める研修を修了しているもの、又は 保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業|第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、介護医 療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指 定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合 型サービス事業所(指定複合型サービスの事業 を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護 員等 として認知症である者の介護に従事 した経験を有する者若しくは保健医療サービス 若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を 有する者であって、厚生労働大臣が定める研修 を修了しているもの、又は保健師若しくは看護 師でなければならない。

第194条 (略)

(設備及び備品等)

第195条 (略)

- による。
 - (1)(略)
 - (2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室(以下こ の号において「個室」という。) 以外の宿 泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の 面積を合計した面積は、おおむね7.43平方 メートルに宿泊サービスの利用定員から個 室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以 上とするものとし、その構造は利用者のプ ライバシーが確保されたものでなければな らない。

エ~才 (略)

$3 \sim 4$ (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱 方針)

第196条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 介護の質の評価を行い、その 結果を公表し、 常にその改善を図らなければならない。

第197条~第201条 (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、 第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、 第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の 13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90 13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90 条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98 条、第100条から第104条まで及び第106条の規定 は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業に ついて準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程をいう。第 34条第1項において同じ。)」と、同項、第32 条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2 第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」と

第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第 9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項 並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中

第194条 (略)

(設備及び備品等)

第195条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ る設備の区分に応じ、当該各号に定めるところ」る設備の区分に応じ、当該各号に定めるところ による。
 - (1)(略)
 - (2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウ ア及びイ を満たす宿泊室(以下こ の号において「個室」という。) 以外の宿 泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の 面積を合計した面積は、おおむね7.43平方 メートルに宿泊サービスの利用定員から個 室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以 上とするものとし、その構造は利用者のプ ライバシーが確保されたものでなければな らない。

エ~才 (略)

 $3 \sim 4$ (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱 方針)

第196条 (略)

|2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅 介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、 常にその改善を図らなければならない。

第197条~第201条 (略)

(準用)

第28条____、第34条から第38条まで、 第40条、第41条 、第59条の11、第59条の 条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98 条、第100条から第104条まで及び第106条の規定 は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業に ついて準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「第202条において準用する第100条に規定す <u>る重要事項に関する規程」</u>と、「定期巡回

	• 随時対応型訪
問介護看護従業者」とあるのは	「看護小規模多
機能型居宅介護従業者」と <u>、第</u>	34条中「定期巡
回·随時対応型訪問介護看護従	業者」とあるの
は「看護小規模多機能型居宅介	護従業者」と、
第59条の11第2項中「この節」	とあるのは「第
9 章第4節」と、 <u>第59条の13第</u>	3項

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供 回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12 項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及 び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業 者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは 「第191条第7項各号」と読み替えるものとす る。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指 定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作 成、保存その他これらに類するもののうち、 の条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下 この条において同じ。)で行うことが規定され ている又は想定されるもの(第12条第1項(第 59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の 38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177 条、第189条及び前条において準用する場合を含 む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第 155条第1項(第189条において準用する場合を 含む。)並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の 知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報 処理の用に供されるものをいう。) により行う ことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域 密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説 明、同意、承諾、締結その他これらに類するも の(以下この項において「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うこ とが規定されている又は想定されるものについ ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面 に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方 法その他人の知覚によって認識することができ ない方法をいう。)によることができる。

附則

(略)

「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供 回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12 項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及 び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業 - 者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは 「第191条第7項各号」と読み替えるものとす

附則

(略)

(指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ) (指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ)

た者に係る経過措置)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令2 (平成18年政令第154号) 附則第3条の規定によ り指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ た者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規 定の適用については、第62条第2項中「者であ って、市長 が定める研修を修了してい るもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中 「者であって、第62条第2項に規定する市長 が定める研修を修了しているもの」とあ るのは「者」とする。

$3 \sim 5$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされ た指定介護老人福祉施設に係る経過措置)

6 平成17年改正法附則第10条第3項の規定によ 6 り指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされ た指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地 域密着型介護老人福祉施設」という。)であっ て、平成18年3月31日において指定介護老人福 祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平 成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福 祉施設基準」という。) 附則第4条第1項の規 定の適用を受けていたものに係る第152条第1 項第1号の規定の適用については、同号ア中「1 人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ 中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備 等を除き、4.95平方メートル」とする。

$7 \sim 10$ (略)

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措

改正する法律附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた健康保 険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴 う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令 第375号) 第1条の規定による改正前の介護保険 法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項 に規定する病床に係るものに限る。以下この条 及び附則第12条において同じ。)又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病 床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数 を減少させるとともに、当該病院の施設を介護 老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以 下同じ。) その他の要介護者、要支援者その他 の者を入所<u>させ、又は</u>入居させるための施設の 用に供することをいう。) し、指定地域密着型 介護老人福祉施設を開設しようとする場合にお た者に係る経過措置)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成18年政令第154号) 附則第3条の規定によ り指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ た者に係る第62条第2項及び第66条第2項の規 定の適用については、第62条第2項中「者であ って、<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了してい るもの」とあるのは「者」と、第66条第2項中 「者であって、第62条第2項に規定する厚生労 働大臣が定める研修を修了しているもの」とあ るのは「者」とする。

$3 \sim 5$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされ た指定介護老人福祉施設に係る経過措置)

平成17年改正法附則第10条第3項の規定によ り指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされ た指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地 域密着型介護老人福祉施設」という。)であっ て、平成18年3月31日において指定介護老人福 祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平 成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福 祉施設基準」という。) 附則第4条第1項の規 定の適用を受けていたものに係る第152条第1 項第1号の規定の適用については、同号ア中「4 人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ 中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備 等を除き、4.95平方メートル」とする。

$7 \sim 10$ (略)

(病院又は診療所の病床の転換に係る経過措

|11 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を||1 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を 改正する法律附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた

介護保険

法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項 に規定する病床に係るものに限る。以下この条 及び附則第12条において同じ。)又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病 床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数 を減少させるとともに、当該病院の施設を介護 老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以 下同じ。) その他の要介護者、要支援者その他 の者を入所又は 入居させるための施設の 用に供することをいう。) し、指定地域密着型 介護老人福祉施設を開設しようとする場合にお いて、当該転換に係る食堂及び機能訓練室につ いて、当該転換に係る食堂及び機能訓練室につ いては、第152条第1項第7号アの規定にかかわ らず、食堂は1平方メートル に入所定員を乗 じて得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方 メートル 以上の面積を有しなければならな い。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場 合において、当該食事の提供又は機能訓練に支 障がない広さを確保することができるときは、 同一の場所とすることができる。

- ||12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般||12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般 病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間 に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の 病床数を減少させるとともに、当該診療所の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他 の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、 又は入居させるための施設の用に供することを いう。) し、指定地域密着型介護老人福祉施設 を開設しようとする場合において、当該転換に 係る食堂及び機能訓練室については、第152条第 1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に 掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 $(1) \sim (2)$ (略)
- 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有す13 る病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所 の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神 病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病 床若しくは療養病床の病床数を減少させるとと もに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保 健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要 支援者その他の者を入所させ、又は入居させる ための施設の用に供することをいう。) し、指 定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようと する場合において、第152条第1項第8号及び第 180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転 換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上 とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以 上とする。
- |14 第110条の規定にかかわらず、療養病床等を有||14 第110条の規定にかかわらず、療養病床等を有 する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を 令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の 療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減 少させるとともに、当該病院等の施設を介護医 療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支 援者その他の者を入所させ、又は入居させるた めの施設の用に供することをいう。次条におい て同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定 地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護

いては、第152条第1項第7号アの規定にかかわ らず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗 じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平 方メートル以上の面積を有しなければならな い。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場 合において、当該食事の提供又は機能訓練に支 障がない広さを確保することができるときは、 同一の場所とすることができる。

病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間 に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の 病床数を減少させるとともに、当該診療所の施 設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他 の要介護者、要支援者その他の者を入所又は

入居させるための施設の用に供することを いう。) し、指定地域密着型介護老人福祉施設 を開設しようとする場合において、当該転換に 係る食堂及び機能訓練室については、第152条第 1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に 掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 $(1) \sim (2)$ (略)

一般病床、精神病床若しくは療養病床を有す

る病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所 の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神 病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病 床若しくは療養病床の病床数を減少させるとと もに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保 健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要 支援者その他の者を入所又は 入居させる ための施設の用に供することをいう。) し、指 定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようと する場合において、第152条第1項第8号及び第 180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転 換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上

する病院又は病床を有する診療所の開設者が、 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を 平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の 療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減 少させるとともに、当該病院等の施設を介護医 療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支 援者その他の者を入所又は 入居させるた めの施設の用に供することをいう。次条におい て同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定 地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護

とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以

上とする。

医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

$$(1) \sim (2)$$
 (略)

15~16 (略)

| 17 平成23年9月1日において現に<u>指定地域密着</u>|| 17 平成23年9月1日において現に<u>指定地域密着</u>|
型サービス旧基準 型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

第131条第4項に規定する本体施設である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、同日後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)となった場合においても、当分の間、第151条第4項に規定する本体施設とみなす。

$$18\sim 20$$
 (略)

医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

$$(1) \sim (2)$$
 (略)

15~16 (略)

7 平成23年9月1日において現に<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>第131条第4項に規定する本体施設である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、同日後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)となった場合においても、当分の間、第151条第4項に規定する本体施設とみなす。

 $18\sim20$ (略)

議第38号 瑞浪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の公布による、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

感染症又は災害の発生時における継続的なサービスの提供体制を構築すること並びに感染症予防及びまん延防止のための措置を講ずることを義務付ける等の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

 新
 目次

 第1章~第3章 (略)
 第1章

771 + 770 + (mt)

第4章 (略)

第1節~第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条—第90条)

第5章 雑則(第91条)

附則

第1条~第2条 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、 指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営 するに当たっては、地域との結び付きを重視し、 市 、他の地 域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防 サービス事業者(介護予防サービス事業を行う 者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サー ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に 努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必 要な体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じなければ ならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、 指定地域密着型介護予防サービスを提供するに 当たっては、法第118条の2第1項に規定する介 護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならな

۱ ۷

第4条 (略)

(従業者の員数)

第1章~第3章 (略)

第4章 (略)

第1節~第4節 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準 (第87条―第90条)

旧

附則

第1条~第2条 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 (略)

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、 指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営 するに当たっては、地域との結び付きを重視し、 市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の地 域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防 サービス事業者(介護予防サービス事業を行う 者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サー ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に 努めなければならない。

第4条 (略) (従業者の員数) 第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介 護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホー ム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条 の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以 下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護者 人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、 介護医療院、社会福祉施設又は特定施設

_をいう。以下この項におい て同じ。) に併設されていない事業所において 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を いう。) の事業を行う者及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等に併設されている事業所において 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を いう。) の事業を行う者(以下「単 独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、 その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

- 第 6 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応|第 6 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、当該管理者は、単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等の業務に従事することができる。
- 2 単独型·併設型指定介護予防認知症対応型通2 所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供す るために必要な知識及び経験を有する者であっ て、市長 が定める研修を修了している ものでなければならない。

(設備及び備品等)

第7条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)食堂及び機能訓練室

ア (略)

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練

護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホー ム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条 の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以 下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老 人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、 介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設 されていない事業所をいう。以下この条におい 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を いう。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等に併設されている事業所において 行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を いう。以下同じ。) の事業を行う者(以下「単 独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべ き従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、 その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

- 型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、単独型・併 設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の 他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等の業務に従事することができる。 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設
- 型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供す るために必要な知識及び経験を有する者であっ て、厚生労働大臣が定める研修を修了している ものでなければならない。

(設備及び備品等)

第7条 (略)

る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア (略)

イ ア にかかわらず、食堂及び機能訓 練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

(2) (略)

(略)

前項ただし書の場合において、単独型・併設|4 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 単独型·併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護以外のサービスを提供するときは

、当該サービスの内容を当該サービスの提 供の開始前に市長に届け出るものとする。

(略)

(従業者の員数)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第110条第 1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護 事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条 第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所をいう。次条第1項において 同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域密着 型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例 第129条第1項に規定する指定地域密着型特定 施設をいう。次条第1項及び第44条第6項にお いて同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人 福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 150条第1項に規定する指定地域密着型介護老 人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6 項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室 において、これらの事業所又は施設(第10条第 1項において「本体事業所等」という。)の利 用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護 予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護」という。)の 事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所」という。)に置く べき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者 又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用 型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例第64条第1項に規定す る共用型指定認知症対応型通所介護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事 業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に 規定する共用型指定認知症対応型通所介護をい

を行う際にはその実施に支障がない広さを 確保できる場合にあっては、同一の場所と することができる。

(2) (略)

(略)

前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所 介護以外のサービスを提供する場合に限る。) には、当該サービスの内容を当該サービスの提 供の開始前に市長に届け出るものとする。

(略)

(従業者の員数)

(指定地域密着型サービス基準条例第110条第 1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護 事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条 第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所をいう。次条 において 同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着 型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例 第129条第1項に規定する指定地域密着型特定 施設をいう。次条 及び第44条第6項にお いて同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人 福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 150条第1項に規定する指定地域密着型介護老 人福祉施設をいう。次条 及び第44条第6 項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室 において、これらの事業所又は施設

用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護 予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護」という。)の 事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者」という。) が当該事 業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所」という。)に置く べき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者 又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用 型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例第64条第1項に規定す る共用型指定認知症対応型通所介護事業者をい う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事 業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に 規定する共用型指定認知症対応型通所介護をい

う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通 所介護の利用者。次条第1項において同じ。) の数を合計した数について、第71条又は指定地 域密着型サービス基準条例第110条、第130条若 しくは第151条の規定を満たすために必要な数 以上とする。

(略)

(利用定員等)

第9条 (略)

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事2 業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。第79条にお いて同じ。)、指定地域密着型サービス(法第 42条の2第1項に規定する指定地域密着型サー ビスをいう。第79条において同じ。)、指定居 宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居 宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サー ビスをいう。第79条において同じ。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予 防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法 第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 第79条において同じ。) 若しくは指定介護療養 型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法 律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1 項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正前の法第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施 設をいう。第44条第6項において同じ。)の運 営(同条第7項及び第71条第9項において「指 定居宅サービス事業等」という。) について3 年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介<mark></mark>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の業務に従事すること ができるものとするほか、当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に 従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業 所等の職務に従事することができるものとす

う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通 所介護の利用者。次条____において同じ。) の数を合計した数について、第71条又は指定地 域密着型サービス基準条例第110条、第130条若 しくは第151条の規定を満たすために必要な数 以上とする。

(略)

(利用定員等)

第9条 (略)

> 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者は、指定居宅サービス (法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。第79条にお いて同じ。)、指定地域密着型サービス(法第 42条の2第1項に規定する指定地域密着型サー ビスをいう。第79条において同じ。)、指定居 宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居 宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サー ビスをいう。第79条において同じ。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予 防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法 第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 第79条において同じ。) 若しくは指定介護療養 型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法 律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1 項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正前の法第48条 第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施 設をいう。第44条第6項において同じ。)の運 営(第44条第7項 において「指 定居宅サービス事業等」という。) について3 年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし 、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内に ある他の事業所、施設等の業務に従事すること ができる

る。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、第6条第2項 に規定する市長 が定める研修を修了し ているものでなければならない。

第11条~第18条 (略)

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提 供)

第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業|第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、介護予防サービス計画(施行規則第85条 の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同 じ。)が作成されている場合は、当該介護予防 サービス計画に沿った指定介護予防認知症対応 型通所介護を提供しなければならない。

第20条~第21条 (略)

(利用料等の受領)

第22条 (略)

(略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者|3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げしは、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げ きる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供において提 供される便宜のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められる
- 4 前項第3号に掲げる費用については、市長 が定めるところによるものとする。

5 (略)

第23条~第26条 (略)

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業<mark>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業</mark> 者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなければなら ない。
 - $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者
3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護を提供するために必要な知 識及び経験を有する者であって、第6条第2項 に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了し ているものでなければならない。

第11条~第18条 (略)

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提

者は、介護予防サービス計画(施行規則第85条 の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同 じ。)が作成されている場合は、当該計画

に沿った指定介護予防認知症対応 型通所介護を提供しなければならない。

第20条~第21条 (略)

(利用料等の受領)

第22条 (略)

(略)

る費用の額の支払を利用者から受けることがで る費用の額の支払を利用者から受けることがで きる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供において提 供される便宜のうち、日常生活においても通 常必要となるものに係る費用であって、その 利用者に負担させることが適当と認められる 費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、厚生労 働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

第23条~第26条 (略)

(運営規程)

者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなければなら ない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

(略)

は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資」は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資

質の向上のために、その研修の機会を確保しな「質の向上のために、 ければならない。その際、指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知 症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、 介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項 に規定する政令で定める者等の資格を有する者 その他これに類する者を除く。) に対し、認知 症介護に係る基礎的な研修を受講させるために 必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護 の提供を確保する観点から、職場において行わ れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより介護予防認知症対応型通所介護従 業者の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなければ ならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、感染症や非常災害の発生時において 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所 介護の提供を継続的に実施するための、及び非 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対 し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ ならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必 要に応じて業務継続計画の変更を行うものとす

第29条 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけ ればならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 業所において感染症が発生し、又はまん延しな いように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。

質の向上のために、 ければならない。	その研修の機会を確保しな

第29条 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事」は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所において感染症が発生し、又はまん延しな いように必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所において、介護予防認知症対応型通 所従業者に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための研修及び訓練を定期的に実施す ること。

(掲示)

第32条 (略)

(掲示) 第32条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項に規定する重要事項を記載した書面を 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、同項の規定による 掲示に代えることができる。

第33条~第37条 (略)

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所における虐待の防止のための指針を 整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所において、介護予防認知症対応型通 所介護従業者に対し、虐待の防止のための研 修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する ための担当者を置くこと。

第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 (略)

2 (略)

第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 (略)

2 (略)

第33条~第37条 (略)

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者3 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住 民の代表者、市の職員(当該指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在す る場合は、その所在する市町村の職員)又は当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、介護 予防認知症対応型通所介護について知見を有す る者等により構成される協議会(テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族(以下この項及び 第49条において「利用者等」という。)が参加 する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用 について当該利用者等の同意を得なければなら ない。) (以下この項において「運営推進会議」 という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、 運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型 通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議に よる評価を受けるとともに、運営推進会議から 必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ ならない。

(略)

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の所在する建物と同一の建物に居住する利用者 に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を 提供する場合には、当該建物に居住する利用者 以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供を行うよう努めなければならな *ل*١٥__

第40条~第41条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的 取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具際42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具 体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、 既に介護予防サービス計画が作成されている 場合は、当該介護予防サービス計画の内容に 沿って作成しなければならない。

 $(4) \sim (14)$ (略)

第43条 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

| 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項| 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項|

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住 民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所が所在する市の職員

該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、介護 予防認知症対応型通所介護について知見を有す る者等により構成される協議会

(以下この項において「運営推進会議」 という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、 運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型 通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議に よる評価を受けるとともに、運営推進会議から 必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ

(略)

ならない。

第40条~第41条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的 取扱方針)

- 体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。
 - $(1) \sim (2)$ (略)
 - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、 既に介護予防サービス計画が作成されている 場合は、当該計画 の内容に 沿って作成しなければならない。

 $(4) \sim (14)$ (略)

第43条 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2\sim5$ (略)

に定める人員に関する基準を満たす介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表 の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従 事することができる。

(1) 当指定認知症対応型共同介護職員 該指定介生活介護事業所、指定 護予防小地域密着型特定施設、 規模多機指定地域密着型介護老 能型居宅人福祉施設、指定介護 介護事業老人福祉施設、介護老 所に中欄人保健施設、指定介護 に掲げる療養型医療施設(医療 施設等の法(昭和23年法律第205 いずれか号)第7条第2項第4 が併設さ号に規定する療養病床 れているを有する診療所である 場合 ものに限る。)又は介 護医療院 当(1)の項中欄に掲げ看護師又 (2)該指定介る施設等、指定居宅サは准看護 護予防小一ビスの事業を行う事師 規模多機業所、指定定期巡回・ 能型居宅随時対応型訪問介護看 介護事業護事業所、指定地域密 所の同一着型通所介護事業所又 敷地内には指定認知症対応型通 中欄に掲所介護事業所 げる施設 等のいず れかがあ

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であ って、指定居宅サービス事業等その他の保健医 療又は福祉に関する事業について3年以上の経 験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。) により設置される当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅

る場合

に定める人員に関する基準を満たす介護予防小 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表 の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満 たす従業者を置いているときは、同表の右欄に 掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従 事することができる。

当該指定介指定認知症対応型共同介護職員 護予防小規生活介護事業所、指定 模多機能型地域密着型特定施設、 居宅介護事指定地域密着型介護老 |業所に中欄||人福祉施設、指定介護 に掲げる施療養型医療施設(医療 設等のいず法(昭和23年法律第205 れかが併設号)第7条第2項第4 されている号に規定する療養病床 場合 を有する診療所である ものに限る。)又は介 護医療院 |当該指定介前項中欄に掲げる施設||看護師又 護予防小規等、指定居宅サービスは准看護 模多機能型の事業を行う事業所、師 居宅介護事指定定期巡回・随時対 業所の同一応型訪問介護看護事業 敷地内に中所、指定地域密着型通 |欄に掲げる||所介護事業所、指定認 施設等のい知症対応型通所介護事 ずれかがあ業所、指定介護老人福 祉施設又は介護老人保 る場合 健施設

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であ って、指定居宅サービス事業等その他の保健医 療又は福祉に関する事業について3年以上の経 験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191 条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。) により設置される当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所をいう。)であって当該指定介護予 介護事業所をいう。)であって当該指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うもの(以下この章において「本体事 業所」という。) との密接な連携の下に運営さ れるものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問 サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能 型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切 に行われると認められるときは、1人以上とす ることができる。

 $8 \sim 9$ (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法 第8条の2第16項に規定する指定介護予防サー ビス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画 及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作 成に専ら従事する介護支援専門員を置かなけれ ばならない。ただし、当該介護支援専門員は、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業 務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に併設する第6項の表 (1) の項

中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の業務に従 事することができる。

- 11 前項の介護支援専門員は、市長 める研修を修了している者でなければならな
- |12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指||12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所につ いては、本体事業所の介護支援専門員により当 該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サ ービス等の利用に係る計画の作成が適切に行わ れるときは、介護支援専門員に代えて、介護予 防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従 事する前項の市長 が定める研修を修了 している者(第67条第3号において「研修修了 者」という。)を置くことができる。

(略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事|第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、当該管 理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業│護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業│

防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うもの(以下 「本体事 業所」という。)との密接な連携の下に運営さ れるものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問 サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能 型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切 に行われると認められるときは、1人以上とす ることができる。

 $8 \sim 9$ (略)

- は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法 第8条の2第16項に規定する指定介護予防サー ビス等をいう。以下同じ。) の利用に係る計画 及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作 成に専ら従事する介護支援専門員を置かなけれ ばならない。ただし、当該介護支援専門員は、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業 務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所 に併設する第6項の表の当 該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の業務に従 事することができる。
- が定11 前項の介護支援専門員は、厚生労働大臣が定 める研修を修了している者でなければならな
 - 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所につ いては、本体事業所の介護支援専門員により当 該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サ ービス等の利用に係る計画の作成が適切に行わ れるときは、介護支援専門員に代えて、介護予 防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従 事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了 している者(第67条第3号において「研修修了 者」という。)を置くことができる。

13 (略) (管理者)

> 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし

> 、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介

務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表 (1)の項

一中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の業務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者

をいう。 以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業 者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第 1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者 をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(岐 阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成24年 岐阜県条例第77号。以下「指定居宅サービス等 基準条例」という。)第6条第1項に規定する 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は 指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準 条例第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 一体的な運営を行っている場合には、これらの 事業に係る業務を含む。) 若しくは法第115条の 45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総 合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予 防支援事業を除く。) に従事することができる。 2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所を知りる指定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は新門介護員等(介護福祉士又は第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければ

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者)

ならない。

務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表 の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設さ れている場合の項の中欄に掲げる施設等の業 務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基 準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同 じ。) の業務(当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サ ービス基準条例第6条第1項に規定する指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。 以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業 者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第 1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者 をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(岐 阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成24年 岐阜県条例第77号。以下「指定居宅サービス等 基準条例」という。)第6条第1項に規定する 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は 指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準 条例第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 一体的な運営を行っている場合には、これらの 事業に係る業務を含む。) 若しくは法第115条の 45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総 合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予 防支援事業を除く。) に従事することができる。 (略)

前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老 人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の 2の2に規定する老人デイサービスセンターを いう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護 医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サ ービス基準条例第193条に規定する指定複合型 サービス事業所をいう。次条において同じ。) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等 の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法 第8条第2項に規定する政令で定める者をい う。次条、第72条第2項及び第73条において同 じ。) として3年以上認知症である者の介護に 従事した経験を有する者であって、厚生労働大 臣が定める研修を修了しているものでなければ ならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者) 第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、介護 医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは 訪問介護員等として認知症である者の介護に従 事した経験を有する者又は保健医療サービス若 しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有 する者であって、市長 が定める研修を 修了しているものでなければならない。

第47条 (略)

(設備及び備品等)

第48条 (略)

- る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)(略)
 - (2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室(以下「個 室」という。)以外の宿泊室を設ける場合 は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面 積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サ ービスの利用定員から個室の定員数を減じ た数を乗じて得た面積以上とするものと し、その構造は利用者のプライバシーが確 保されたものでなければならない。

工 (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事|第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条 第12項の規定により、介護支援専門員を配置し ていないサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の 介護支援専門員。以下この条及び第67条におい て同じ。) が開催するサービス担当者会議(介 護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用 に係る計画の作成のために指定介護予防サービ ス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定 介護予防サービス等の担当者を招集して行う会 議(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。ただし、利用者等が参加する 場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につ いて当該利用者等の同意を得なければならな い。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の 状況、その置かれている環境、他の保健医療サ ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に 努めなければならない。

業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デ イサービスセンター、介護老人保健施設、介護 医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは 訪問介護員等として認知症である者の介護に従 事した経験を有する者又は保健医療サービス若 しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有 する者であって、厚生労働大臣が定める研修を 修了しているものでなければならない。

第47条 (略)

(設備及び備品等)

第48条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

> (1)(略)

(2) 宿泊室

ア~イ (略)

ウア及びイ を満たす宿泊室(以下「個 室」という。) 以外の宿泊室を設ける場合 は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面 積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サ ービスの利用定員から個室の定員数を減じ た数を乗じて得た面積以上とするものと し、その構造は利用者のプライバシーが確 保されたものでなければならない。

工 (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(心身の状況等の把握)

業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条 第12項の規定により、介護支援専門員を配置し ていないサテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の 介護支援専門員。以下この条及び第67条におい て同じ。) が開催するサービス担当者会議(介 護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用 に係る計画の作成のために指定介護予防サービ ス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定 介護予防サービス等の担当者を招集して行う会

をいう。) 等を通じて、利用者の心身の 状況、その置かれている環境、他の保健医療サ ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に 努めなければならない。

第50条~第51条 (略)

(利用料等の受領)

第52条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用について4 前項第3号及び第4号に掲げる費用について する。

5 (略)

第53条~第56条 (略)

(運営規程)

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について ならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(11)</u> (略)

第58条 (略)

(非常災害対策)

第59条 (略)

は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけ ればならない。

第60条~第61条 (略)

第62条 削除

第50条~第51条 (略)

(利用料等の受領)

第52条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

は、市長 が定めるところによるものと は、厚生労働大臣が定めるところによるものと する。

5 (略)

|第53条~第56条 (略)

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事|第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければ の重要事項に関する規程を定めておかなければ ならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

第58条 (略)

(非常災害対策)

第59条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけ ればならない。

> 第60条~第61条 (略)

> > (地域との連携等)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46第1項 に規定する地域包括支援センターの職員、介護 予防小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者等により構成される協議会(以下この項 において「運営推進会議」という。)を設置し おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し 通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の 活動状況を報告し、運営推進会議による評価を 受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、前項の報告、評価、要望、助言等について の記録を作成するとともに、当該記録を公表し なければならない。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、地域住民又 はその自発的な活動等との連携及び協力を行う

第63条~第64条 (略) (準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、|第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、 第24条、第26条、第28条、第28条の2及び第31 条から第39条まで(第37条第4項を除く。)

の規定は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合にお いて、第11条第1項中「第27条に規定する運営 規程」とあるのは「運営規程(第57条に規定す る重要事項に関する規程をいう。第32条第1項 において同じ。)」と、同項、第28条第3項及 び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第 1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型 通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中 「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第 39条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「介護予 防小規模多機能型居宅介護について知見を有す る者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活 動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サ ービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるも

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本) 取扱方針)

第66条 (略)

は、自らその提供する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の質の評価を行い、その結果 を公表し、常にその改善を図らなければならな V1.

$3 \sim 5$ (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体) 的取扱方針)

等の地域との交流を図らなければならない。

- 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、その事業の運営に当たっては、提供した指 定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利 用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が 相談及び援助を行う事業その他の市が実施する 事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の所在する建物と同一の建物に居住する利用 者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介 護を提供する場合には、当該建物に居住する利 用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければ ならない。

第63条~第64条 (略)

(準用)

第24条、第26条、第28条、第31条から第36条ま で、第37条(第4項を除く。)、第38条及び第 39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合にお いて、第11条第1項中「第27条に規定する運営 規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項 に関する規程」と、「介護予防

認知症対応型

通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模 多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中 「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第 28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応 型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者

」と読み替えるも

のとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本 取扱方針)

第66条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 は、自らその提供する指定介護予防小規模多機 能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果 を公表し、常にその改善を図らなければならな V10

$3 \sim 5$ (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体 的取扱方針)

第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。

(1)(略)

介護支援専門員は、前号に規定する利 用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ て、瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防 支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に係る基準に関する条例

第31条各号に掲げる具体的取 扱方針及び同条例第32条各号に掲げる留意点 に沿って、指定介護予防サービス等の利用に 係る計画を作成するものとする。

(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研 修修了者(以下この条において「介護支援専 門員等」という。)は、利用者の日常生活全 般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目 標、当該目標を達成するための具体的なサー ビスの内容、サービスの提供を行う期間等を 記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計 画を作成するとともに、これを基本としつつ、 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時 適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊 サービスを組み合わせた介護を行わなければ ならない。

 $(4) \sim (15)$ (略)

第68条~第70条 (略)

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護<mark></mark>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者」という。) が当該事 業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置 くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」と いう。) の員数は、当該事業所を構成する共同 生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法 で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認 知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着 型サービス基準条例第110条第1項に規定する 指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。

具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。

(1)(略)

- 介護支援専門員は、前号に規定する利 用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ て、瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防 支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に係る基準に関する条例(平成26 年条例第36号) 第31条各号に掲げる具体的取 扱方針及び同条例第32条各号に掲げる留意点 に沿って、指定介護予防サービス等の利用に 係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研 修修了者(以下この条において「介護支援専 門員等」という。)は、利用者の日常生活全 般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目 標、当該目標を達成するための具体的なサー ビスの内容、サービスの提供を行う期間等を 記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計 画を作成するとともに、これを基本としつつ、 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時 適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊 サービスを組み合わせた介護を行わなくては ならない。

 $(4) \sim (15)$ (略)

第68条~第70条 (略)

(従業者の員数)

の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所」という。) ごとに置 くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」と いう。) の員数は、当該事業所を構成する共同 生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法 で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認 知症对応型共同生活介護事業者(指定地域密着 型サービス基準条例第110条第1項に規定する 指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定 以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指 定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型 サービス基準条例第109条に規定する指定認知 症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合にあっては、当該事業所における 指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指 定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下こ の条及び第74条において同じ。)の数が3又は その端数を増すごとに1以上とするほか、夜間 及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者 に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯 に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。 以下この項において同じ。)を行わせるために 必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共 同生活住居の数が3である場合であり、かつ、 当該共同生活住居が全て同一の階において隣接 し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び 速やかな対応を行うことが可能な構造である場 合であって、当該指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業者による安全対策が講じられ、 利用者の安全性が確保されていると認められる ときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべ き介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯 を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の 勤務を行わせるために必要な数以上とすること ができる。

$2 \sim 4$ (略)

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サー ビスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経 験を有する者であって介護予防認知症対応型共 同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と 認められるものを専らその職務に従事する計画 作成担当者としなければならない。ただし、当 該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がな い場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所における他の業務に従事するこ とができる。
- 6 前項の計画作成担当者は、<u>市長</u>が定 6 前項の計画作成担当者は、<u>厚生労働大臣</u>が定 V)

$7 \sim 8$ (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト 型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業所であって、指定居宅サービス事業等その他 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指 定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型 サービス基準条例第109条に規定する指定認知 症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合にあっては、当該事業所における 指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指 定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下こ の条及び第74条において同じ。)の数が3又は その端数を増すごとに1以上とするほか、夜間

	及	U	深	夜	i O	時	間	帯	を	通	ľ	て	1	以	上	0	介	護	従	業	者
						深															
						勤															114
	′_	11	4-	7 4 1	<i>U</i> 'a) 到,	177	(ш]. ~
	٧١.	冊	7>	· 米/-	- 171	L	، دا	-				0)	7	11	47	4	ه)	/_	W	(_
	火	安	14	· 女X		上	_	9	つ 。	-											
2	\sim	1			(略	-															
						ァ き子	. r . L.	⇒刃	Æп	宀	ᆉ	Ļ.	开山	#	ョ	廾	江	企	益	丰	鈭
											XIJ	ルい	尘	六	lh1	工.	台	ハ	吱	 	未
	白	14	``			<u>生</u>				T T	\ L	11		1.8	-). L	7=	4.1	11	
			_	_		に															
						に															
						者															
	同	生	活	介	護	計	画	0	作	成	を	担	当	さ	せ	る	0)	に	適	当	と
	認	\emptyset	6	n	る	t	0	を	専	5	そ	0)	職	務	に	従	事	す	る	計	画
	作	成	担	<u></u>	者	ح -	L	な	け	れ	ば	な	5	な	V	0	た	だ	L		
											利	用	者	0)	処	遇	に	支	障	が	な
	V	場	合	け		当	該	共	同	生剂	舌	主	居								

める研修を修了している者でなければならな める研修を修了している者でなければならな V,°

における他の業務に従事するこ

 $7 \sim 8$ (略)

とができる。

の保健医療又は福祉に関する事業について3年 以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者により設置される当該指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外 の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所であって当該指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの (以下この章において「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されているものをい う。以下同じ。) については、介護支援専門員 である計画作成担当者に代えて、第6項の別に 市長が定める研修を修了している者を置くこと ができる。

10 (略)

|11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業||10 者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共 同生活介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定地 域密着型サービス基準条例第110条第1項から 第10項までに規定する人員に関する基準を満た すことをもって、前各項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護|第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管 理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他 の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機 能型居宅介護事業所の業務に従事することがで きる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居 の管理上支障がない場合は、サテライト型指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にお ける共同生活住居の管理者は、本体事業所にお ける共同生活住居の管理者をもって充てること ができる。
- 防認知症対応型共同生活介護を提供するために 必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホー ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健 施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活 介護事業所等の従業者又は訪問介護員等とし て、3年以上認知症である者の介護に従事した 経験を有する者であって、市長が定め

(略)

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共 同生活介護の事業とが同一の事業所において-体的に運営されている場合については、指定地 域密着型サービス基準条例第110条

に規定する人員に関する基準を満た すことをもって、前各項に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

(管理者)

事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、 、共同生活住居の管 理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他 の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機 能型居宅介護事業所の業務に従事することがで きる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予 防認知症対応型共同生活介護を提供するために 必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホー ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健 施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活 介護事業所等の従業者又は訪問介護員等とし て、3年以上認知症である者の介護に従事した 経験を有する者であって、厚生労働大臣が定め る研修を修了しているものでなければならな る研修を修了しているものでなければならな 11

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業) 者の代表者)

事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介 護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認 知症である者の介護に従事した経験を有する者 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの 提供を行う事業の経営に携わった経験を有する 者であって、市長 が定める研修を修了 しているものでなければならない。

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護|第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所は、共同生活住居を有するものとし、そ の数は1以上3以下(サテライト型指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所にあって

<u>は、1又は2)</u>とする。_

 $2 \sim 7$ (略)

第75条~第77条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

(略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 3 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を (1)検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し <u>て行うことができるものとする。)</u>を3月に 1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護従業者その他の従業者に周知徹底を 図ること。

 $(2) \sim (3)$

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保|第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保 険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サ ービス、指定介護予防サービス若しくは指定地 域密着型介護予防サービス(サテライト型指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場 合は、本来事業所が提供する指定介護予防認知 症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う 事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理 する者であってはならない。ただし、これらの する者であってはならない。ただし、これらの

11

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護老人保健施設、介 護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業 所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認 知症である者の介護に従事した経験を有する者 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの 提供を行う事業の経営に携わった経験を有する 者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了 しているものでなければならない。

> 事業所は、共同生活住居を有するものとし、そ の数は1又は2

とする。ただし、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の 確保が困難であることその他地域の実情により 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 の効率的運営に必要と認められる場合は、一の 事業所における共同生活住居の数を3とするこ <u>とができる。</u>

 $2 \sim 7$ (略)

第75条~第77条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

(略)

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。

身体的拘束等の適正化のための対策を (1)検討する委員会

を3月に

1回以上開催するとともに、その結果につい て、 介護従業者その他の従業者に周知徹底を 図ること。

 $(2) \sim (3)$ (略)

(管理者による管理)

険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サ ービス、指定介護予防サービス若しくは地域密 着型介護予防サービス

の事業を行う

事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理 事業所、施設等が同一敷地内にあること等によ 事業所、施設等が同一敷地内にあること等によ

り当該共同生活住居の管理上支障がない場合 は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護<mark>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護</mark> 事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
 - $(1) \sim (6)$ (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護|第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、 従業者 の勤務の体制を定めておかなければ ならない。
- 2 前項の従業者 の勤務の体制を定めるに当2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当 たっては、利用者が安心して日常生活を送るこ とができるよう、継続性を重視したサービスの 提供に配慮しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、介護従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。その際、 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、 介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項 に規定する政令で定める者等の資格を有する者 その他これに類する者を除く。) に対し、認知 症介護に係る基礎的な研修を受講させるために 必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の提供を確保する観点から、職場におい て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより介護従業者の就業環境が害 されることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。

第82条~第85条 (略)

(準用)

条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から 第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第 4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第 59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中「第27条に 規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 80条に規定する重要事項に関する規程をいう。 第32条第1項において同じ。)」と、同項、第 とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中

り当該共同生活住居の管理上支障がない場合 は、この限りでない。

(運営規程)

事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

- 事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防 認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、 介護従業者の勤務の体制を定めておかなければ ならない。
- たっては、利用者が安心して日常生活を送るこ とができるよう、継続性を重視したサービスの 提供に配慮しなければならない。

3	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事	業
	者は、介護従業者の資質の向上のために、そ	T)
	研修の機会を確保しなければならない。	

第82条~第85条 (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23<mark>)</mark>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23 条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、 第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、 第56条、第59条、第61条及び第62条の規定は、 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業 について準用する。この場合において、第11条 第1項中「第27条に規定する運営規程」とある のは「第80条に規定する重要事項に関する規程」 と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」

28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3 号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び 第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2 項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、 第39条第3項中「介護予防認知症対応型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「介護 予防認知症対応型共同生活介護について知見を 有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従 業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中 「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基) 本取扱方針)

第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 者は、自らその提供する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、 定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、 ければならない。
 - <u>(1)</u> 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第3項に 規定する運営推進会議における評価

 $3 \sim 5$ (略)

第88条~第90条 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者 及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に 当たる者は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において書面(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複 本その他文字、図形等人の知覚によって認識す ることができる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同じ。)で行 うことが規定されている又は想定されるもの (第14条第1項(第65条及び第86条において準 用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに 次項に規定するものを除く。) については、書 面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子 的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認 識することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び 指定地域密着型介護予防サービスの提供に当た る者は、交付、説明、同意、承諾その他これら

「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第 32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるの は「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」 と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型 居宅介護について知見を有する者」とあるのは 「介護予防認知症対応型共同生活介護について 知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊 サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは 「活動状況」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基 本取扱方針)

第87条 (略)

者は、自らその提供する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、 定期的に外部の者による
評価を受けて、 それらの結果を公表し、常にその改善を図らな それらの結果を公表し、常にその改善を図らな ければならない。

> $3 \sim 5$ (略) 第88条~第90条 (略)

に類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

1 (略)

(経過措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 2 (平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。) 附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であって、前長」が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とあり、及び第10条第2項中「者であって、第6条第2項に規定する市長」が定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。

 $3 \sim 4$ (略)

附則

1 (略)

(経過措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」 という。) 附則第3条の規定により指定介護予 防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者 に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の 適用については、第6条第2項中「者であって、 厚生労働大臣が定める研修を修了しているも の」とあるのは「者」と、第10条第2項 一中「者であって、第6条第2項に規定する厚 生労働大臣が定める研修を修了しているもの」 とあるのは「者」とする。

 $3 \sim 4$ (略)

瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び 議第39号 に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る 基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年 厚生労働省令第9号)の公布による、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の 改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

感染症又は災害の発生時における継続的なサービスの提供体制を構築すること並びに感染症予防及 びまん延防止のための措置を講ずることを義務付ける等の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

(略)

新 目次 目次 第1章~第4章 (略) 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第33条) 第6章 雑則 (第34条) 附則 第1条 (略) (基本方針) 第2条 (略) $2 \sim 3$

たっては、市 地域包括支援センター(法第115条の46第1項に 規定する地域包括支援センターをいう。以下同 じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 20条の7の2に規定する老人介護支援センタ 一、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項 に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以 下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第51条の17第1項第1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民に よる自発的な活動によるサービスを含めた地域 における様々な取組を行う者等との連携に努め なければならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、その従業者に対し、研修を実 施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援を提供するに当たっては、法第118条の2第1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な

第1章~第4章 (略)

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第33条)

旧

附則

第1条 (略)

(基本方針)

第2条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当 たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。) 地域包括支援センター(法第115条の46第1項に 規定する地域包括支援センターをいう。以下同 じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 20条の7の2に規定する老人介護支援センタ 一、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項 に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以 下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保 険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第51条の17第1項第1 号に規定する指定特定相談支援事業者、住民に よる自発的な活動によるサービスを含めた地域 における様々な取組を行う者等との連携に努め なければならない。

情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな ければならない。

第 3 条~第 4 条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支|2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込 者又はその家族に対し、介護予防サービス計画 (法第8条の2第16項に規定する介護予防サー ビス計画をいう。以下同じ。) が第2条に規定 する基本方針及び利用者の希望に基づき作成さ れるものであり、利用者は複数の指定介護予防 サービス事業者(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) 等を紹介するよう求めることができること等に つき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支|3 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込 者又はその家族に対し、利用者について、病院 又は診療所に入院する必要が生じた場合には、 当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を 当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければ ならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又は4 その家族から申出があった場合には、第1項の 規定による文書の交付に代えて、第7項に定め <u>る</u>ところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であって次に掲げる もの(以下「電磁的方法」という。)により提 供することができる。この場合において、当該 指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付し たものとみなす。

 $(1) \sim (2)$ (略)

5~8 (略)

第6条~第10条 (略)

(利用料等の受領)

防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予 防サービス計画費(同条第1項 に規定する 介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場 合に係るものを除く。) を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料(介護予防サービ ス計画費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス 計画費の額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。

第12条~第13条 (略)

|第3条~第4条 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

援の提供の開始に際し、あらかじめ_

____、介護予防サービス計画 (法第8条の2第16項に規定する介護予防サー ビス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定 する基本方針及び利用者の希望に基づき作成さ れるものであり、利用者は複数の指定介護予防 サービス事業者(法第53条第1項に規定する指 定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) 等を紹介するよう求めることができること等に つき説明を行い、理解を得なければならない。

- 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又</u> は その家族に対し、利用者について、病院 又は診療所に入院する必要が生じた場合には、 の氏名及び連絡先を 当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければ ならない。
- 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又は その家族から申出があった場合には、第1項の 規定による文書の交付に代えて、第7項で定め るところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を使用する方法であって次に掲げる もの(以下「電磁的方法」という。)により提 供することができる。この場合において、当該 指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付し たものとみなす。

 $(1) \sim (2)$ (略)

 $5 \sim 8$ (略)

第6条~第10条 (略)

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予[第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予 防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予 防サービス計画費(法第58条第2項に規定する 介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場 合に係るものを除く。) を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料(介護予防サービ ス計画費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス 計画費の額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。

第12条~第13条 (略)

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市 (法|第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市 (法 第53条第7項において読み替えて準用する法第 41条第10項の規定により法第53条第6項の規定 による審査及び支払に関する事務を国民健康保 険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律 第192号) 第45条第5項に規定する国民健康保険 団体連合会をいう。以下同じ。) に委託してい る場合にあっては、当該国民健康保険団体連合 会) に対し、介護予防サービス計画において位 置付けられている指定介護予防サービス等のう ち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規 定により介護予防サービス費が利用者に代わり 当該指定介護予防サービス事業者(同条第1項 に規定する指定介護予防サービス事業者をい う。)に支払われる場合の当該介護 予防サービス費に係る指定介護予防サービス (同項に規定する指定介護予防サービスをい う。以下同じ。)をいう。)として位置付けた ものに関する情報を記載した文書を提出しなけ ればならない。

(略)

第15条~第17条 (略)

(運営規程)

- 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予|第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予 防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下「運営規 程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1)(略)
 - (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
 - $(3) \sim (5)$ (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(勤務体制の確保等)

第19条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護 予防支援の提供を確保する観点から、職場にお いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背 景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害 されることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症 や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定介護予防支援の提供を継続的に実施するた めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下この条において「業務継続 計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 (法定代理受領サービス に係る報告)

第53条第7項において読み替えて準用する法第 41条第10項の規定により法第53条第6項の規定 による審査及び支払に関する事務を国民健康保 険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律 第192号) 第45条第5項に規定する国民健康保険 団体連合会をいう。以下同じ。) に委託してい る場合にあっては、当該国民健康保険団体連合 会) に対し、介護予防サービス計画において位 置付けられている指定介護予防サービス等のう ち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規 定により介護予防サービス費が利用者に代わり 当該指定介護予防サービス事業者(同条第1項 に規定する指定介護予防サービス事業者をい う。以下同じ。) に支払われる場合の当該介護 予防サービス費に係る指定介護予防サービス (同項に規定する指定介護予防サービスをい う。以下同じ。)をいう。)として位置付けた ものに関する情報を記載した文書を提出しなけ ればならない。

(略)

第15条~第17条 (略)

(運営規程)

防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下「運営規 程」という。)を定めておかなければならない。

- (1)(略)
- (2)職員 の職種、員数及び職務の内容
- $(3) \sim (5)$ (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第19条 (略)

 $2 \sim 3$ (略) に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなければなら ない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継 続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第20条~第21条 (略)

置)

<u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措</u>

- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指 定介護予防支援事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置その他の 情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と いう。)を活用して行うことができるものと する。)をおおむね6月に1回以上開催する とともに、その結果について、担当職員に周 知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための研修及び訓練を定期的に実施す ること。

(掲示)

第22条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する 重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支 援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関 係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

第23条~第27条 (略)

(虐待の防止)

- 第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の 発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとと もに、その結果について、担当職員に周知徹 底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における 虐待の防止のための指針を整備すること。 (掲示)

第20条~第21条 (略)

第22条 (略)

第23条~第27条 (略)

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を 定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第28条~第30条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、 第2条に規定する基本方針及び前条に規定する 基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによ るものとする。

$(1) \sim (6)$ (略)

(7) 担当職員は、前号に規定する<u>支援</u>すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。) に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) (略)

担当職員は、サービス担当者会議(担 当職員が介護予防サービス計画の作成のため に、利用者及びその家族の参加を基本としつ つ、介護予防サービス計画の原案に位置付け た指定介護予防サービス等の担当者(以下「担 当者」という。)を招集して行う会議(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、利用者又はその家族(以 下この号において「利用者等」という。)が 参加する場合にあっては、テレビ電話装置等 の活用について当該利用者等の同意を得なけ <u>ればならない。</u>)をいう。以下同じ。)の開 催により、利用者の状況等に関する情報を担 当者と共有するとともに、当該介護予防サー ビス計画の原案の内容について、担当者から、 専門的な見地からの意見を求めなければなら ない。ただし、やむを得ない理由がある場合 については、担当者に対する照会等により意 見を求めることができるものとする。

$(10) \sim (11)$ (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に 位置付けた指定介護予防サービス事業者等に 対して、介護予防訪問看護計画書(岐阜県指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成24 年岐阜県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第74条第1項 に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。 次号において同じ。)等<u>指定介護予防サービ</u>ス等基準条例において位置付けられている計

第28条~第30条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、 第2条に規定する基本方針及び前条に規定する 基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによ るものとする。

$(1) \sim (6)$ (略)

(7) 担当職員は、前号に規定する<u>解決</u>すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

$(10) \sim (11)$ (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に 位置付けた指定介護予防サービス事業者等に 対して、介護予防訪問看護計画書(岐阜県指 定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成24 年岐阜県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第74条第1項 に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。 次号において同じ。)等<u>指定介護予防サービ</u>ス等基準において 位置付けられている計 画の提出を求めるものとする。

- (13) ~ (14) (略)
- (14) の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

(15) (略)

- (16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。ア (略)
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

 $(17) \sim (20)$ (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等

の意見を求めなければならな

11,0

- (21) の 2 ~ (25) (略)
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域

画の提出を求めるものとする。

 $(13) \sim (14)$ (略)

(14) の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師

又は薬剤師に

提供するものとする。

(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。) に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(<u>指定介護予防サービス等基準条例</u>

第117条第1項

に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

 $(17) \sim (20)$ (略)

- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (21) の 2 ~ (25) (略)
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域

密着型介護予防サービスの種類についての記 載がある場合には、利用者にその趣旨(同項 の規定による指定に係る介護予防サービス又 は 地域密着型介護予防サービスの種類に ついては、その変更の申請ができることを含 む。)を説明し、理解を得た上で、その内容 に沿って介護予防サービス計画を作成しなけ ればならない。

 $(27) \sim (28)$ (略)

第32条 (略)

(準用)

第33条 第2条及び第2章から前章まで(第26条<mark>第</mark>33条 第2条及び第2章から前章(第26条第6 第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該 当介護予防支援の事業について準用する。この 場合において、第5条第1項中「第18条」とあ るのは「第33条において準用する第18条」と、 第11条中「指定介護予防支援(法第58条第4項 の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条 第1項 に規定する介護予防サービス計画費 をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援 事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」 とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介 護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59条第3項に規定する特例介護予防サービス計 画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予 防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予 防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支 援の提供に当たる者(次項において「指定介護 予防支援事業者等」という。)は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人 の知覚によって認識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されている 又は想定されるもの(第8条(前条において準 用する場合を含む。)及び第31条第26号(前条 において準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。) については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明 同意、承諾その他これらに類するもの(以下こ

密着型介護予防サービスの種類についての記 載がある場合には、利用者にその趣旨(同項 の規定による指定に係る介護予防サービス若 しくは地域密着型介護予防サービスの種類に ついては、その変更の申請ができることを含 む。)を説明し、理解を得た上で、その内容 に沿って介護予防サービス計画を作成しなけ ればならない。

 $(27) \sim (28)$ (略)

第32条 (略)

(準用)

項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該 当介護予防支援の事業について準用する。この 場合において、第5条第1項中「第18条」とあ るのは「第33条において準用する第18条」と、 第11条中「指定介護予防支援(法第58条第4項 の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第 58条第2項に規定する介護予防サービス計画費 をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援 事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」 とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介 護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59条第3項に規定する特例介護予防サービス計 画費の額」と読み替えるものとする。

の項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

議第40号 瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の改正に伴 い、条文の整備を行う。

【改正内容】

感染症又は災害の発生時における継続的なサービスの提供体制を構築すること並びに感染症予防及 びまん延防止のための措置を講ずることを義務付けるとともに、指定居宅介護支援事業所における管 理者に係る特例期間を延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加 える改正規定の施行日は公布の日とし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定の施行日は、令和 3年10月1日とする。

【新旧対照表】

旧 目次 目次 第1章~第3章 (略) 第1章~第4章 (略) 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (第33条) (第33条) <u>第5章 雑則</u>(第34条) 附則 附則 第1条~第3条 第1条~第3条 (略) (略) (基本方針) (基本方針) 第4条 (略) 第4条 (略) 2 (略) (略)

援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格 を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される指定居宅サービス等が特定の種類 又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏 することのないよう、公正中立に行わなければ ならない。

4 (略)

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の 擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備 を行うとともに、その従業者に対し、研修を実 施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支 援を提供するに当たっては、法第118条の2第1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなり ければならない。

第5条 (略)

(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規 則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第 1│ 則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以) 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 下この項において「主任介護支援専門員」とい

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支|3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支 援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格 を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される指定居宅サービス等が特定の種類 又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏 することのないよう、公正中立に行われなけれ ばならない。

(略)

第5条 (略) (管理者)

第6条 (略)

う。) でなければならない。ただし、主任介護 支援専門員の確保が著しく困難である等やむを 得ない理由がある場合については、介護支援専 門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に 規定する管理者とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込 者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第 4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基 づき作成されるものであり、利用者は複数の指 定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める ことができること、前6月間に当該指定居宅介 護支援事業所において作成された居宅サービス 計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉 用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項 において「訪問介護等」という。) がそれぞれ 位置付けられた居宅サービス計画の数が占める 割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所 において作成された居宅サービス計画に位置付 けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の 指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サ ービス事業者(法第42条の2第1項に規定する 指定地域密着型サービス事業者をいう。)によ って提供されたものが占める割合等につき説明 を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支|3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込 者又はその家族に対し、利用者について、病院 又は診療所に入院する必要が生じた場合には、 当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連 絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めな ければならない。
- その家族からの申出があった場合には、第1項 の規定による文書の交付に代えて、第7項に定 めるところにより、当該利用申込者又はその家 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項 を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」と いう。)により提供することができる。この場 合において、当該指定居宅介護支援事業者は、 当該文書を交付したものとみなす。

 $(1) \sim (2)$ (略)

5~8 (略)

第8条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

	でなければならない。
3	(略)
	(内容及び手続の説明及び同意)
第	7条 (略)
2	
	援の提供の開始に際し、あらかじめ
	、居宅サービス計画が第
	4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基
	づき作成されるものであり、利用者は複数の指
	定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める
	ことができること
	等につき説明
l	

を行い、理解を得なければならない。

- 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又 は その家族に対し、利用者について、病院 又は診療所に入院する必要が生じた場合には、 当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連 絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めな ければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又は4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、第1項 の規定による文書の交付に代えて、第6項で定 めるところにより、当該利用申込者又はその家 族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項 を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であって次に掲げ るもの(以下この条において「電磁的方法」と いう。)により提供することができる。この場 合において、当該指定居宅介護支援事業者は、 当該文書を交付したものとみなす。

 $(1) \sim (2)$ (略)

5~8 (略)

第8条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所 宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当 該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅 介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定 居宅介護支援を提供することが困難であると認 めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹 介その他の必要な措置を講じなければならな

第10条~第12条 (略)

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介|第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介 護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介 護サービス計画費(同条第1項 に規定する 居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場 合に係るものを除く。)を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービ ス計画費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス 計画費の額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

第14条 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態 態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる とともに、医療サービスとの連携に十分配慮し て行われなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条の規|第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条の規 定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方 針に基づき、次に掲げるところによるものとす る。

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を基 本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置 付けた指定居宅サービス等の担当者(以下こ の条において「担当者」という。)を召集し て行う会議(テレビ電話装置その他の情報通 信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。た だし、利用者又はその家族(以下この号にお いて「利用者等」という。) が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければならな い。)をいう。以下同じ。)の開催により、 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有

の通常の事業の実施地域(当 該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅 介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定 居宅介護支援を提供することが困難であると認 めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹 介その他の必要な措置を講じなければならな

第10条~第12条 (略)

(利用料等の受領)

護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介 護サービス計画費(法第46条第2項に規定する 居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場 合に係るものを除く。)を提供した際にその利 用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービ ス計画費の支給の対象となる費用に係る対価を いう。以下同じ。) と、居宅介護サービス 計画費の額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

第14条 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる とともに、医療サービスとの連携に十分配慮し て行われなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方 針に基づき、次に掲げるところによるものとす

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9)	介護文	援専門	負負は	、サ	E	ス担	. 当	者	会
議(介	護支援	専門員	が居	宅サ	ーービ	ス計	画	0)	作
成のた	さめに、	利用者	が及び	その	家族	の参	:加	を	基
本とし	つつ、	居宅サ	ーービ	ス計	画の	原案	に	位	置
付けた	指定居	宅サー	-ビス	等の	担当	者(以	下	۲
の条に	おいて	「担当	首者」	とい	ヽう。) を	召;	集	L
て行う	会議_								
						•			
·	ないら	ד ניו	1 E)	の問	/岸 /ァ	1-	n	

をいう。以下同じ。)の開催により、 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有 するとともに、当該居宅サービス計画の原案 の内容について、担当者から、専門的な見地 からの意見を求めるものとする。ただし、利 用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心 身の状況等により、主治の医師又は歯科医師 (以下この条において「主治の医師等」とい う。)の意見を勘案して必要と認める場合そ の他のやむを得ない理由がある場合について は、担当者に対する照会等により意見を求め ることができるものとする。

$(10) \sim (13)$ (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス 事業者等から利用者に係る情報の提供を受け たときその他必要と認めるときは、利用者の 服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又 は生活の状況に係る情報のうち必要と認める ものを、利用者の同意を得て主治の医師等

_____又は薬剤師に提供するものとす

(15) ~ (17) (略)

る。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) (略)

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長 が定める回数以上の訪問介護(市長 が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (20) の2 介護支援専門員は、その勤務する 指定居宅介護支援事業所において作成された 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅 サービス等に係る居宅介護サービス費、特例 居宅介護サービス費、地域密着型介護サービ ス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。) の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護 サービス費等区分支給限度基準額に占める割 合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費が サービス費の総額に占める割合が市長が定め る基準に該当する場合であって、かつ、市町 村からの求めがあった場合には、当該指定居

するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合についる。とができるものとする。

$(10) \sim (13)$ (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス 事業者等から利用者に係る情報の提供を受け たときその他必要と認めるときは、利用者の 服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又 は生活の状況に係る情報のうち必要と認める ものを、利用者の同意を得て主治の医師若し くは歯科医師又は薬剤師に提供するものとす る。

$(15) \sim (17)$ (略)

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は 入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) (略)

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に<u>厚生労働大臣</u>が定める回数以上の訪問介護(<u>厚生労働大臣</u>が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用 の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に 訪問介護が必要な理由等を記載するととも に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出 なければならない。

- $(21) \sim (24)$ (略)
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画 に福祉用具貸与を位置付ける場合にあって は、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サ ービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記 載するとともに、必要に応じて随時、サービ ス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸 与を受ける必要性について検証をした上で、 継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場 合にはその理由を居宅サービス計画に記載し なければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画 に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっ ては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅 サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理 由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する 被保険者証に、法第73条第2項に規定する認 定審査会意見又は法第37条第1項の規定によ る指定に係る居宅サービス若しくは地域密着 型サービスの種類についての記載がある場合 には、利用者にその趣旨(同項の規定による 指定に係る居宅サービス又は地域 密着型サービスの種類については、その変更 の申請ができることを含む。)を説明し、理 解を得た上で、その内容に沿って居宅サービ ス計画を作成しなければならない。

 $(28) \sim (30)$ (略)

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条~第20条 (略)

(運営規程)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介欝21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介 護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下「運営規 程」という。)₋ を定める ものとする。
 - (1) (略)
 - 従業者の職種、員数及び職務内容 (2)
 - $(3) \sim (6)$ (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - _(8)_(略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

|4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅

(21) ~ (24) (略)

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画 に福祉用具貸与を位置付ける場合にあって は、その利用の妥当性を検討し、当該計画

に福祉用具貸与が必要な理由を記 載するとともに、必要に応じて随時サービス 担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸 与を受ける必要性について検証をした上で、 継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場 合にはその理由を居宅サービス計画に記載し なければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画 に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっ ては、その利用の妥当性を検討し、当該計画 に特定福祉用具販売が必要な理

由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する 被保険者証に、法第73条第2項に規定する認 定審査会意見又は法第37条第1項の規定によ る指定に係る居宅サービス若しくは地域密着 型サービスの種類についての記載がある場合 には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定 による指定に係る居宅サービス若しくは地域 密着型サービスの種類については、その変更 の申請ができることを含む。)を説明し、理 解を得た上で、その内容に沿って居宅サービ ス計画を作成しなければならない。

 $(28) \sim (30)$ (略)

(法定代理受領サービス に係る報告)

|第17条~第20条 (略)

(運営規程)

- 護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下「運営規 程」という。)として次に掲げる事項を定める ものとする。
 - (1) (略)
 - 職員 の職種、員数及び職務内容 (2)
 - $(3) \sim (6)$ (略)

(7)(略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

介護支援の提供を確保する観点から、職場にお いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背 景とした言動であって業務上必要かつ相当な節 囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症 や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するた めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下この条において「業務継続 計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員 に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなけ ればならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継 続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第23条~第24条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置) 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指 定居宅介護支援事業所において感染症が発生 し、又はまん延しないように、次に掲げる措置 を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その 結果について、介護支援専門員に周知徹底を 図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びま ん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施すること。

(掲示)

第25条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する 重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支 援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関 係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

第26条~第27条 (略)

第23条~第24条 (略)

(掲示)

第25条 (略)

第26条~第27条 (略)

(指定居宅サービス事業者等からの利益収受の) (居宅サービス事業者 等からの利益収受の

禁止等)

- 護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の 作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事 業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅 サービス事業者等によるサービスを位置付ける べき旨の指示等を行ってはならない。
- は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、 利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者 等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行 ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、 者に対して特定の指定居宅サービス事業者等に よるサービスを利用させることの対償として、 当該指定居宅サービス事業者等から金品その他 の財産上の利益を収受してはならない。

第29条 (略)

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の 発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。) を定期的に開催するとと <u>もに、その結果について、介護支援専門員に</u> 周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための 研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する ための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介|第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所 護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業 指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業 の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (略)

禁止等)

- 第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介|第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介 護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の 作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事 業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サー ビス事業者 等によるサービスを位置付ける べき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、 利用者に対して特定の居宅サービス事業者 等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行 ってはならない。
 - 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、 居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用 居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用 者に対して特定の居宅サービス事業者等に よるサービスを利用させることの対償として、 当該居宅サービス事業者 等から金品その他 の財産上の利益を収受してはならない。

第29条 (略)

(事故発生時の対応)

する指定居宅介護支援の提供により事故が発生 する指定居宅介護支援の提供により事故が発生 した場合には、速やかに市町村、利用者の家族|した場合には速やかに市 、利用者の家族 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。

 $2 \sim 3$ (略)

(会計の区分)

ごとに経理を区分するとともに、 の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する2 指定居宅介護支援の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第 2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介 日)から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (2)$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(準用)

項及び第7項を除く。)は、基準該当居宅介護 支援の事業について準用する。この場合におい て、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第 33条において準用する第21条」と、第13条第1日 項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規 定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。 <u>以下同じ。)</u>が当該指定居宅介護支援事業者に 支払われる場合に係るものを除く。)」とある のは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護 サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第 3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の 3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の 額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介 護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介 護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支 援の提供に当たる者(次項において「指定居宅 介護支援事業者等」という。)は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人 <u>の知覚によって認</u>識することができる情報が記 載された紙その他の有体物をいう。以下この条 において同じ。) で行うことが規定されている 又は想定されるもの(第8条(前条において準 用する場合を含む。)及び第14条第27号(前条 において準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。) については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。) により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明 同意、承諾その他これらに類するもの(以下こ の項において「交付等」という。) のうち、 の条例の規定において書面で行うことが規定さ れている又は想定されるものについては、当該

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する 指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲 げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第 2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介 護支援を提供した日の属する月の翌々月の末|護支援を提供した日の属する月の翌々月の末 日)から5年間保存しなければならない。

 $(1) \sim (2)$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(準用)

第33条 第4条から前条までの規定(第29条第6|第33条 第4条から前条までの規定(第29条第6 項及び第7項を除く。)は、基準該当居宅介護 支援の事業について準用する。この場合におい て、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第 33条において準用する第21条」と、第13条第1 項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規 定に基づき居宅介護サービス計画費。)

> が当該指定居宅介護支援事業者に 支払われる場合に係るものを除く。)」とある のは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護 サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第 額」と読み替えるものとする。

交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人 の知覚によって認識することができない方法を いう。)によることができる。

附則

(略)

(経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項 (第33条において準用する場合を含む。)の規 定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法 施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する 主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項 (第33条において準用する場合を含む。) に規 定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の 適用については、同項中「第6条第2項」とあ るのは「令和3年3月31日までに法第46条第1 項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介 護支援の事業を行う事業所にあっては、同日に おいて当該事業を行っている事業所)であって、 同日において当該事業所における第6条第1項 (第33条において準用する場合を含む。) に規 定する管理者(以下この項において「管理者」 という。) が介護保険法施行規則第140条の66第 1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員で ないものについては、第6条第2項」と、「介 護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66 第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 を除く。)を第6条第1項(第33条において準 用する場合を含む。) に規定する」とあるのは 「引き続き、同日における管理者である介護支 援専門員を」とする。

附則

(略)

(管理者に係る経過措置)

の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条 第1項に規定する管理者とすることができる。